

令和7年度 3月補正予算の概要

- 一般会計補正予算（6号）
- 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年2月
常 滑 市

とこじん住みたい
世界とつながる
魅力創造都市

TOKONAME CITY

目 次

1	会計別予算規模	1
2	一般会計	2
	(1) 款別予算額	2
	(2) 性質別予算額	4
	(3) 事業等別予算額	5
	(4) 継続費	17
	(5) 繰越明許費	17
	(6) 個別事業概要	18
3	特別会計	21
	国民健康保険事業特別会計	21
	後期高齢者医療特別会計	21
	介護保険事業特別会計	22
	常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計	22

1 会計別予算規模

■ 一般会計

補正予算規模は3億2,382万4千円の増額で、補正後の予算額を338億8,742万7千円としました。

国の補正予算に伴う常滑中学校西館長寿命化改良工事や市体育館大規模改修事業の前倒しに係る補正、国の補助事業を活用した育苗施設の再編集約への支援に係る補正のほか、決算見込みに基づく市税収入等の増額や不用額の整理等に係る補正を計上しています。

また、一部事業の次年度への繰越に係る繰越明許費を計上しています。

■ 特別会計

4つの特別会計において、決算見込みに基づく不用額の整理等に係る補正を計上しています。

■ 企業会計

今回の補正はありません。

《 会 計 別 予 算 規 模 》

(単位：千円)

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		33,563,603	323,824	33,887,427
特 別 会 計		12,597,520	△ 122,597	12,474,923
内 訳	国民健康保険事業	5,163,672	△ 90,588	5,073,084
	後期高齢者医療	1,051,811	37,688	1,089,499
	介護保険事業	5,444,618	△ 8,578	5,436,040
	地方独立行政法人知多半島 総合医療機構病院事業債管理	740,666	0	740,666
	常滑駅周辺土地地区画整理事業	196,753	△ 61,119	135,634
企 業 会 計		90,528,249	0	90,528,249
内 訳	下水道事業	4,998,213	0	4,998,213
	水道事業	2,050,314	0	2,050,314
	モーターボート競走事業	83,479,722	0	83,479,722
合 計		136,689,372	201,227	136,890,599

2 一般会計

(1) 款別予算額

(議案第12号)

(歳入)

(単位：千円)

款別	補正前の額	構成比 %	補正額	補正後の額	構成比 %
1 市 税	12,854,412	38.3	305,700	13,160,112	38.8
2 地 方 譲 与 税	270,456	0.8	0	270,456	0.8
3 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	12,000	15,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	48,000	0.1	27,000	75,000	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000	0.1	64,000	100,000	0.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	220,000	0.7	40,000	260,000	0.8
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,600,000	4.8	85,000	1,685,000	5.0
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0	1	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0.2	0	60,000	0.2
10 地 方 特 例 交 付 金	73,003	0.2	0	73,003	0.2
11 地 方 交 付 税	1,177,874	3.5	135,958	1,313,832	3.9
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0.0	0	7,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	15,401	0.0	3,358	18,759	0.0
14 使 用 料 及 び 手 数 料	329,309	1.0	0	329,309	1.0
15 国 庫 支 出 金	4,070,880	12.1	△ 19,631	4,051,249	12.0
16 県 支 出 金	1,949,855	5.8	228,876	2,178,731	6.4
17 財 産 収 入	301,068	0.9	27,454	328,522	1.0
18 寄 附 金	138,736	0.4	0	138,736	0.4
19 繰 入 金	2,706,008	8.1	△ 682,560	2,023,448	6.0
20 繰 越 金	1,180,585	3.5	0	1,180,585	3.5
21 諸 収 入	4,755,815	14.2	△ 63,331	4,692,484	13.8
22 市 債	1,766,200	5.3	160,000	1,926,200	5.7
計	33,563,603	100.0	323,824	33,887,427	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款別	補正前の額		補正額	補正後の額	
		構成比 %			構成比 %
1 議会費	214,810	0.6	0	214,810	0.6
2 総務費	7,666,076	22.8	11,268	7,677,344	22.7
3 民生費	10,113,665	30.1	△ 129,871	9,983,794	29.5
4 衛生費	2,661,694	7.9	△ 33,690	2,628,004	7.8
5 労働費	26,046	0.1	0	26,046	0.1
6 農林水産業費	692,649	2.1	250,446	943,095	2.8
7 商工費	1,146,420	3.4	20,290	1,166,710	3.4
8 土木費	2,534,104	7.6	△ 93,940	2,440,164	7.2
9 消防費	994,721	3.0	△ 11,471	983,250	2.9
10 教育費	4,499,839	13.4	293,866	4,793,705	14.1
11 災害復旧費	5	0.0	0	5	0.0
12 公債費	2,497,424	7.5	0	2,497,424	7.4
13 諸支出金	384,797	1.1	0	384,797	1.1
14 予備費	131,353	0.4	16,926	148,279	0.4
計	33,563,603	100.0	323,824	33,887,427	100.0

(2) 性質別予算額

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	構成比 %	補 正 額	補正後の額	構成比 %
義 務 的 経 費	13,335,971	39.8	△ 152,657	13,183,314	38.9
人 件 費	4,948,433	14.8	△ 19,412	4,929,021	14.5
扶 助 費	5,890,114	17.6	△ 133,245	5,756,869	17.0
公 債 費	2,497,424	7.4	0	2,497,424	7.4
消 費 的 経 費	10,961,769	32.6	△ 297,804	10,663,965	31.5
物 件 費	6,101,434	18.2	△ 264,365	5,837,069	17.2
維 持 補 修 費	145,163	0.4	0	145,163	0.5
補 助 費 等	4,715,172	14.0	△ 33,439	4,681,733	13.8
投 資 的 経 費	2,751,282	8.2	481,588	3,232,870	9.5
普通建設事業費	2,751,277	8.2	481,588	3,232,865	9.5
災害復旧事業費	5	0.0	0	5	0.0
失業対策事業費	0	0.0	0	0	0.0
そ の 他 経 費	6,514,581	19.4	292,697	6,807,278	20.1
積 立 金	4,705,791	14.0	283,126	4,988,917	14.7
投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
貸 付 金	110,055	0.3	0	110,055	0.4
繰 出 金	1,567,382	4.7	△ 7,355	1,560,027	4.6
前年度繰上充当金	0	0.0	0	0	0.0
予 備 費	131,353	0.4	16,926	148,279	0.4
計	33,563,603	100.0	323,824	33,887,427	100.0

(3) 事業等別予算額

※ 事業名等が網掛けの事業は、「個別事業概要」に詳細を掲載しています。

(歳入)

(単位：千円)

款	項目	細節名	補正前	補正額	補正後	内 容
1 市税	1 1	(個人市民税) 所得割	3,370,000	209,000	3,579,000	決算見込みによる増額
	1 1	(個人市民税) 滞納繰越分	15,000	10,000	25,000	決算見込みによる増額
	1 2	(法人市民税) 均等割	225,000	10,000	235,000	決算見込みによる増額
	1 2	(法人市民税) 法人税割	255,000	44,000	299,000	決算見込みによる増額
	2 1	(固定資産税) 家屋	3,028,000	20,000	3,048,000	決算見込みによる増額
	2 1	(固定資産税) 償却資産	1,635,000	△ 22,000	1,613,000	決算見込みによる減額
	2 1	(固定資産税) 滞納繰越分	17,500	12,500	30,000	決算見込みによる増額
	6 1	(宿泊税) 現年課税分	200,000	22,200	222,200	決算見込みによる増額
3 利子割交付金	1 1	利子割交付金	3,000	12,000	15,000	決算見込みによる増額
4 配当割交付金	1 1	配当割交付金	48,000	27,000	75,000	決算見込みによる増額
5 株式等譲渡 所得割交付 金	1 1	株式等譲渡所得割交付金	36,000	64,000	100,000	決算見込みによる増額
6 法人事業税 交付金	1 1	法人事業税交付金	220,000	40,000	260,000	決算見込みによる増額
7 地方消費税 交付金	1 1	地方消費税交付金	1,600,000	85,000	1,685,000	決算見込みによる増額
11 地方交付税	1 1	普通交付税	1,167,874	135,958	1,303,832	算定額確定、追加交付による増額
13 分担金及び 負担金	1 4	新基本計画実装・農業構 造転換支援事業費補助金 市町負担金	0	3,358	3,358	事業実施による計上

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
15 国庫支出金	1 1	国民健康保険保険基盤安定負担金	40,078	10,343	50,421	負担金額確定に伴う増額
	1 1	未就学児均等割保険税負担金	1,548	△ 98	1,450	負担金額確定に伴う減額
	1 1	介護給付費・訓練等給付費負担金	509,032	4,969	514,001	事業費増に伴う増額
	1 1	産前産後保険税負担金	409	105	514	負担金額確定に伴う増額
	1 1	児童扶養手当負担金	51,747	△ 2,465	49,282	事業費減に伴う減額
	1 1	障害児施設給付費負担金	262,047	15,938	277,985	事業費増に伴う増額
	1 1	児童手当負担金	1,179,039	△ 53,790	1,125,249	事業費減に伴う減額
	1 1	保育等給付費負担金	471,104	4,203	475,307	負担割合変更等による増額
	2 1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	5,171	6,490	11,661	事業費増に伴う増額
	2 1	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	343,959	△ 15,536	328,423	事業費減に伴う減額
	2 2	地域子ども・子育て支援事業費補助金	111,010	△ 4,042	106,968	事業費減に伴う減額
	2 2	出産・子育て応援交付金	7,689	△ 4,800	2,889	事業費減に伴う減額
	2 2	母子家庭等自立支援給付金支給事業費補助金	4,860	△ 1,080	3,780	事業費減に伴う減額
	2 2	妊婦のための支援給付交付金	39,500	△ 9,250	30,250	事業費減に伴う減額
	2 3	循環型社会形成推進交付金	6,603	△ 1,582	5,021	事業費減に伴う減額
	2 4	社会資本整備総合交付金（多屋線）	27,500	△ 21,233	6,267	交付額決定による減額
	2 4	社会資本整備総合交付金（道路ストック）	38,500	△ 28,779	9,721	交付額決定による減額
	2 4	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック）	13,427	△ 4,382	9,045	事業費減に伴う減額

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
15 国庫支出金	2 4	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	3,000	△ 500	2,500	事業費減に伴う減額
	2 4	防災・安全交付金(公園 施設長寿命化対策)	25,000	△ 10,000	15,000	交付額決定による減額
	2 4	集約都市形成支援事業費 補助金	5,000	△ 3,125	1,875	事業費減に伴う減額
	2 5	学校施設環境改善交付金	170,133	4,620	174,753	事業前倒しによる増額(中学校 校長寿命化改良工事分)
	2 5	学校施設環境改善交付金	0	94,363	94,363	事業前倒しによる計上(市体 育館大規模改修事業分)
16 県支出金	1 2	国民健康保険保険基盤安 定制度負担金	149,662	2,117	151,779	負担金額確定に伴う増額
	1 2	未就学児均等割保険税負 担金	774	△ 49	725	負担金額確定に伴う減額
	1 2	介護給付費・訓練等給付 費負担金	254,516	2,484	257,000	事業費増に伴う増額
	1 2	後期高齢者医療基盤安定 負担金	129,751	△ 2,974	126,777	負担金額確定に伴う減額
	1 2	産前産後保険税負担金	204	53	257	負担金額確定に伴う増額
	1 2	障害児施設給付費負担金	131,023	7,969	138,992	事業費増に伴う増額
	1 2	児童手当負担金	141,279	△ 6,448	134,831	事業費減に伴う減額
	1 2	保育等給付費負担金	195,489	△ 1,302	194,187	負担割合変更等による減額
	2 1	元気な愛知の市町村づく り補助金	1,000	3,962	4,962	交付額決定による増額
	2 2	子ども医療費補助金	68,925	△ 11,352	57,573	事業費減に伴う減額
	2 2	障害者医療費補助金	50,450	△ 7,634	42,816	事業費減に伴う減額
	2 2	母子・父子家庭医療費補 助金	18,240	△ 3,480	14,760	事業費減に伴う減額
	2 2	後期高齢者福祉医療費補 助金	48,820	△ 5,282	43,538	事業費減に伴う減額

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
16 県支出金	2 2	精神障害者医療費補助金	23,437	△ 8,740	14,697	事業費減に伴う減額
	2 2	介護施設等整備事業費補助金	117,040	6,160	123,200	補助金追加交付による増額
	2 2	出産・子育て応援交付金	1,927	△ 1,200	727	事業費減に伴う減額
	2 2	保育対策総合支援事業費補助金	26,976	△ 7,406	19,570	事業費減に伴う減額
	2 2	地域子ども・子育て支援事業費補助金	92,565	△ 4,042	88,523	事業費減に伴う減額
	2 3	愛知県浄化槽設置費補助金	2,414	△ 736	1,678	事業費減に伴う減額
	2 4	農道施設改良事業費補助金	4,250	△ 1,250	3,000	事業費減に伴う減額
	2 4	かんがい排水事業費補助金	17,520	△ 12,720	4,800	事業費減に伴う減額
	2 4	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	0	267,072	267,072	事業実施による計上
	2 4	漁業振興事業費補助金	2,000	△ 420	1,580	事業費減に伴う減額
	2 5	げんき商店街推進事業費補助金	0	21,000	21,000	生活応援クーポン事業に係る補助金交付決定による計上
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（診断）	1,180	△ 354	826	事業費減に伴う減額
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（改修）	2,875	△ 863	2,012	事業費減に伴う減額
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（ブロック塀）	500	△ 375	125	事業費減に伴う減額
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（住宅除却）	1,875	△ 424	1,451	事業費減に伴う減額
	2 6	空家等利活用改修費補助金	250	△ 250	0	事業費減に伴う減額
2 7	石油貯蔵施設立地対策等交付金	7,459	△ 42	7,417	交付額決定による減額	
3 1	参議院議員通常選挙費委託金	28,613	△ 4,598	24,015	事業費減に伴う減額	

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
17 財産収入	1 2	財政調整基金利子収入	2,040	4,094	6,134	決算見込みによる増額
	1 2	減債基金利子収入	2,280	2,503	4,783	決算見込みによる増額
	1 2	L I X I L 株式配当金陶業陶芸振興事業基金	123,017	15,376	138,393	決算見込みによる増額
	1 2	陶業陶芸振興事業基金利子収入	103	785	888	決算見込みによる増額
	1 2	ポートルースまちづくり基金利子収入	28,496	4,696	33,192	決算見込みによる増額
19 繰入金	1 1	財政調整基金繰入金	600,000	△ 600,000	0	歳入見込額の増に伴う減額
	1 1	ポートルースまちづくり基金繰入金	976,260	△ 37,422	938,838	事業費減に伴う減額
	1 1	ふるさとづくり事業基金繰入金	130,482	△ 25,897	104,585	事業費減に伴う減額
	1 1	公共施設等整備基金繰入金	162,604	△ 19,241	143,363	事業費減に伴う減額
21 諸収入	4 5	企業会計・特別会計電算機利用料	82,733	△ 12,583	70,150	標準化システム移行延期に伴う減額
	4 5	デジタル基盤改革支援補助金	246,035	△ 41,511	204,524	標準化システム移行延期に伴う減額
	4 5	自治総合センターコミュニティ助成金	5,000	△ 2,500	2,500	採択件数減による減額
	4 5	後期高齢者医療広域連合受託事業収入	58,432	△ 3,176	55,256	事業費減に伴う減額
	4 5	りんくう海浜緑地指定管理者納付金	13,600	1,300	14,900	決算見込みによる増額
	4 5	消防団員退職報償金受入金	6,000	△ 3,065	2,935	受入額確定による減額
	4 5	消防団員安全装備等助成事業助成金	1,796	△ 1,796	0	不採択による減額
22 市債	1 1	公共施設等取壊し事業	13,400	△ 8,800	4,600	事業費減に伴う減額
	1 3	かんがい排水事業	12,600	△ 9,100	3,500	事業費減に伴う減額

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
22 市債	1 3	県営防災ダム事業	4,100	4,400	8,500	事業費増に伴う増額
	1 3	農道施設改良事業	3,800	△ 1,100	2,700	事業費減に伴う減額
	1 4	道路ストック総点検事業	27,000	△ 17,500	9,500	事業費減に伴う減額
	1 4	公園改修事業	22,500	△ 9,000	13,500	事業費減に伴う減額
	1 4	公営住宅改修事業	7,000	△ 1,700	5,300	事業費減に伴う減額
	1 5	防災格納庫整備事業	10,900	△ 4,500	6,400	事業費減に伴う減額
	1 6	小学校校舎改修事業	13,100	△ 5,700	7,400	事業費減に伴う減額
	1 6	小学校体育施設改修事業	35,100	△ 8,200	26,900	事業費減に伴う減額
	1 6	小学校長寿命化改良事業	6,400	△ 4,900	1,500	事業費減に伴う減額
	1 6	小学校空調設備整備事業	7,100	△ 3,400	3,700	事業費減に伴う減額
	1 6	中学校長寿命化改良事業	306,200	40,300	346,500	事業前倒しによる増額
	1 6	市体育館大規模改修事業	782,100	189,200	971,300	事業前倒しによる増額
計			33,563,603	323,824	33,887,427	

(歳出)

(単位：千円)

款	項目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
2	総務費						
1	1		人事管理会計年度任用職員 6人	16,595	△ 7,077	9,518	決算見込みによる減額
1	3		ボートレースまちづくり基金積立金	3,528,496	4,696	3,533,192	利子収入増に係る積立
1	5		公共施設等取壊し事業費	16,625	△ 11,411	5,214	決算見込みによる減額
1	6		市庁舎光熱水費	26,935	△ 4,000	22,935	決算見込みによる減額
1	6		市庁舎宿直業務委託料	15,576	△ 3,186	12,390	決算見込みによる減額
1	7		電算管理諸経費	30,069	△ 3,040	27,029	標準化システム移行延期に伴う減額
1	7		第3次情報システム最適化事業費	761,578	△ 139,524	622,054	標準化システム移行延期に伴う減額
1	8		コミュニティバス運行事業費	288,436	△ 26,461	261,975	決算見込みによる減額
1	8		知多半島総合医療センター通院用シャトルバス運行事業費	15,787	△ 6,137	9,650	決算見込みによる減額
1	8		友好都市交流事業費	1,114	△ 990	124	決算見込みによる減額
1	8		小中学生イベント見学会等関係費	771	△ 245	526	決算見込みによる減額
1	12		コミュニティ助成金	5,000	△ 2,500	2,500	自治総合センターコミュニティ助成金の採択件数減による減額
1	12		定額減税不足額給付給付費	200,000	△ 14,530	185,470	決算見込みによる減額
1	12		定額減税不足額給付事務費	13,168	△ 1,006	12,162	決算見込みによる減額
1	13		財政調整基金積立金	602,040	204,094	806,134	歳入決算見込額増、利子収入増に係る積立 【R7年度末残高 33.5億円】
1	14		減債基金積立金	2,280	34,675	36,955	普通交付税追加交付、利子収入増に係る積立
2	2		固定資産税賦課事務費	14,646	△ 2,475	12,171	標準化システム移行延期に伴う減額
2	2		固定資産税評価事務費	35,574	△ 1,843	33,731	決算見込みによる減額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
2 総務費	3	1		戸籍住民基本台帳事務費	25,855	△ 512	25,343	・旧氏及び旧氏振り仮名記載に係るシステム改修費の増額 ・標準化システム移行延期に伴う減額
	3	1		第3次戸籍電算化事業費	19,559	264	19,823	・旧氏及び旧氏振り仮名記載に係るシステム改修費の増額 ・標準化システム移行延期に伴う減額
	3	1		コンビニ交付システム事業費	13,585	△ 2,926	10,659	・旧氏及び旧氏振り仮名記載に係るシステム改修費の増額 ・標準化システム移行延期に伴う減額
	4	3		参議院議員通常選挙投票管理者 34人	670	△ 38	632	決算見込みによる減額
	4	3		参議院議員通常選挙投票立会人 108人	737	△ 44	693	決算見込みによる減額
	4	3		参議院議員通常選挙開票立会人 20人	202	△ 121	81	決算見込みによる減額
	4	3		参議院議員通常選挙会計年度任用職員 49人	1,356	△ 265	1,091	決算見込みによる減額
	4	3		参議院議員通常選挙職員手当	7,876	△ 850	7,026	決算見込みによる減額
	4	3		参議院議員通常選挙事務費	17,759	△ 3,280	14,479	決算見込みによる減額
3 民生費	1	1		国民健康保険事業特別会計繰出金	382,197	8,322	390,519	特別会計決算見込みによる増額
	1	1		介護保険事業特別会計繰出金	847,812	△ 4,683	843,129	特別会計決算見込みによる減額
	1	1		後期高齢者医療特別会計繰出金	238,172	△ 9,612	228,560	特別会計決算見込みによる減額
	1	2		障害者共同生活援助費	239,052	9,939	248,991	決算見込みによる増額
	1	2		心身障害者手当	86,180	1,621	87,801	決算見込みによる増額
	1	3		介護施設等整備事業費補助金	117,040	6,160	123,200	県支出金追加交付による増額
	1	5		子ども医療費	410,050	△ 42,733	367,317	決算見込みによる減額
	1	5		障がい者医療費	118,900	△ 15,266	103,634	決算見込みによる減額
	1	5		母子・父子家庭医療費	38,480	△ 6,959	31,521	決算見込みによる減額

款	項目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
3 民生費	1	5	後期高齢者福祉医療費	119,880	△ 10,098	109,782	決算見込みによる減額
	1	5	精神障がい者医療費	96,750	△ 14,093	82,657	決算見込みによる減額
	2	1	児童手当支給費	1,461,600	△ 66,680	1,394,920	決算見込みによる減額
	2	1	児童扶養手当支給費	155,242	△ 7,394	147,848	決算見込みによる減額
	2	1	母子家庭等自立支援給付金支給事業費	6,800	△ 1,600	5,200	決算見込みによる減額
	2	1	出産応援給付金給付費	4,000	△ 3,500	500	決算見込みによる減額
	2	1	子育て応援給付金給付費	7,500	△ 3,700	3,800	決算見込みによる減額
	2	1	妊婦支援給付費	39,500	△ 9,250	30,250	決算見込みによる減額
	2	1	過年度国県負担金等返還金	1	3,548	3,549	前年度事業費確定に係る増額 (子ども・子育て支援事業費補助金分等)
	2	1	児童発達支援等給付費	524,094	31,877	555,971	決算見込みによる増額
	2	1	子育て世帯訪問支援事業費	1,493	△ 1,330	163	決算見込みによる減額
	2	2	民間保育所等運営費補助金	107,829	1,355	109,184	決算見込みによる増額
	2	2	特定教育・保育施設給付費(2号・3号認定分)	479,585	4,591	484,176	決算見込みによる増額
	2	2	保育補助者雇上費補助金	24,410	△ 8,464	15,946	決算見込みによる減額
	2	2	過年度国県負担金等返還金	1	21,207	21,208	前年度事業費確定に係る増額 (子どものための教育・保育給付交付金分等)
	2	4	児童館会計年度任用職員 37人	17,769	△ 2,330	15,439	決算見込みによる減額
2	4	児童育成クラブ事業会計年度任用職員 55人	53,560	△ 8,687	44,873	決算見込みによる減額	
2	4	放課後児童支援員等処遇改善事業費	3,036	△ 2,112	924	決算見込みによる減額	

款	項目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
4 衛生費	1	1	半田常滑看護専門学校管理組合分担金	51,750	△ 5,314	46,436	決算見込みによる減額
	1	2	過年度国県負担金等返還金	2,997	1,089	4,086	前年度事業費確定に係る増額 (母子保健衛生費国庫補助金分等)
	3	2	知多南部広域環境組合分担金	273,822	△ 19,750	254,072	組合決算見込みによる減額
	3	3	中部知多衛生組合分担金	156,994	△ 4,968	152,026	組合決算見込みによる減額
	3	3	合併処理浄化槽設置費補助金	19,810	△ 4,747	15,063	決算見込みによる減額
6 農林水産業費	1	3	新規 新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	0	271,598	271,598	育苗施設再編集約への支援に係る補助金の計上
	1	5	かんがい排水事業費	30,200	△ 21,869	8,331	決算見込みによる減額
	1	5	農道施設改良事業費	8,500	△ 2,430	6,070	決算見込みによる減額
	1	5	県営防災ダム事業費	4,660	4,400	9,060	県事業の一部前倒し実施に伴う増額
	2	3	漁業振興事業費	5,000	△ 1,253	3,747	決算見込みによる減額
7 商工費	1	3	陶業陶芸振興事業基金積立金	123,120	16,161	139,281	決算見込みによる増額
	1	5	産業用地創出推進費	21,221	△ 19,371	1,850	決算見込みによる減額
	1	7	りんくう海浜緑地基金積立金	13,794	1,300	15,094	決算見込みによる増額
	1	7	宿泊税基金積立金	200,000	22,200	222,200	決算見込みによる増額
8 土木費	2	2	一斉清掃費	14,248	△ 3,225	11,023	決算見込みによる減額
	2	3	道路ストック総点検事業費	77,000	△ 39,655	37,345	決算見込みによる減額
	5	1	マスタープラン関連計画作成事業費	12,500	△ 5,702	6,798	決算見込みによる減額
	5	1	都市計画決定事務費	15,980	△ 1,680	14,300	決算見込みによる減額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
8 土木費	5	4		大曾公園再整備事業費	30,800	△ 14,500	16,300	決算見込みによる減額
	5	4		公園施設長寿命化事業費	50,000	△ 16,500	33,500	決算見込みによる減額
	5	6		木造住宅耐震診断事業費	4,985	△ 1,416	3,569	決算見込みによる減額
	5	6		木造住宅耐震改修費補助金	19,900	△ 4,050	15,850	決算見込みによる減額
	5	6		ブロック塀等除却費補助金	2,000	△ 1,500	500	決算見込みによる減額
	5	6		空家等利活用改修費補助金	2,000	△ 1,500	500	決算見込みによる減額
	5	7		常滑駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出金	97,561	△ 1,382	96,179	特別会計決算見込みによる減額
	6	1		住宅修繕工事費	7,000	△ 1,610	5,390	決算見込みによる減額
	6	1		市営住宅除却事業費	4,300	△ 1,220	3,080	決算見込みによる減額
9 消防費	1	2		消防団員被服費	2,409	△ 1,797	612	消防団員安全装備等助成事業助成金の不採択による減額
	1	3		指揮車購入費	22,307	△ 2,354	19,953	決算見込みによる減額
	1	3		消防本部庁舎改修事業費	8,243	△ 5,036	3,207	決算見込みによる減額
	1	3		防災格納庫整備事業費	14,097	△ 2,284	11,813	決算見込みによる減額
10 教育費	2	1		小学校校舎工事費	19,600	△ 9,069	10,531	決算見込みによる減額
	2	1		小学校体育施設工事費	45,200	△ 9,500	35,700	決算見込みによる減額
	2	1		小学校長寿命化改良工事費	8,600	△ 6,543	2,057	決算見込みによる減額
	2	1		小学校空調設備整備費	9,500	△ 4,561	4,939	決算見込みによる減額
	3	1		中学校長寿命化改良工事費	512,400	39,250	551,650	国の補正による事業の前倒し実施に伴う増額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
10 教育費	5	4		公民館指定管理料	80,757	1,397	82,154	光熱費高騰に伴う増額
	5	6		文化会館指定管理料	78,205	3,226	81,431	光熱費高騰に伴う増額
	5	7		登窯保存事業費	10,978	△ 3,969	7,009	決算見込みによる減額
	6	3		市体育館大規模改修事業費	869,127	283,635	1,152,762	国の補正による事業の前倒し実施に伴う増額
14 予備費	1	1		予備費	131,353	16,926	148,279	予算整理
計					33,563,603	323,824	33,887,427	

(4) 継続費

下記の事業について、継続費を変更します。

款		項	事業名	総額	年度	年割額
補正前	10 教育費	6 保健体育費	市体育館大規模改修事業費	3,061,900千円	6	233,157千円
					7	869,127千円
					8	1,959,616千円
補正後	10 教育費	6 保健体育費	市体育館大規模改修事業費	3,061,900千円	6	233,157千円
					7	1,152,762千円
					8	1,675,981千円

(変更理由)

- ・国の補正予算による事業の一部前倒し実施のため

(5) 繰越明許費

下記の事業について、繰越明許費を追加します。

款	項	事業名	金額	完了時期
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	3,564千円	令和9年3月末
		第3次戸籍電算化事業費	1,848千円	令和9年3月末
		コンビニ交付システム事業費	1,078千円	令和9年3月末
6 農林水産業費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	271,598千円	令和9年3月末
8 土木費	2 道路橋梁費	多屋線道路改良事業費 多屋町	55,000千円	令和9年3月末
		多屋線道路改良事業費 単独分	1,036千円	令和9年3月末
10 教育費	3 中学校費	中学校長寿命化改良工事費	168,000千円	令和9年2月末

(繰越理由)

- ・事業完了までに時間を要し、年度内に完了が見込めないため

(6) 個別事業概要

6款 農林水産業費

新規 新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金 経済振興課

地域農業を支える育苗施設の再編集約を支援します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	市町負担金	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	271,598	0	267,072	0	3,358	1,168
補正後	271,598	0	267,072	0	3,358	1,168

【補正事業の概要・理由】

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」の実施による農業の構造転換の実現に向け、国の補助事業を活用し地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む事業者に対し補助金を交付することにより支援します。

国の令和7年度補正予算成立により、前倒して補正予算に計上し、令和8年度へ繰り越して実施します。

【事業内容】

- ・取組主体 あいち知多農業協同組合
- ・事業概要 水稻育苗施設の改修・機械設備の更新・既存機械の撤去

○現在

機能	施設
浸種・播種・発芽・ 緑化・出荷	八幡・常滑北部・ 常滑南部・美浜・ 南知多



○再編集約後

機能	施設
浸種・播種・発芽	八幡・常滑南部
緑化・出荷	八幡・常滑北部・ 常滑南部・美浜・ 南知多

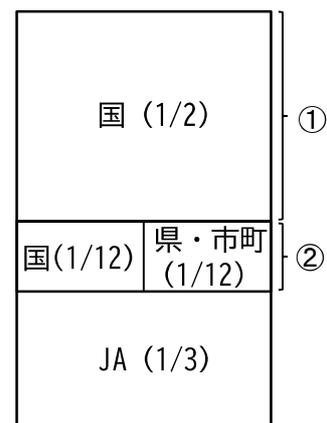
- ・事業費 448,140千円(税込)
(補助対象経費 407,400千円)

【補助金の内訳】

- ①共同利用施設の再編集約
補助対象経費の1/2以内を国が補助
補助金額：203,700千円

- ②上乗せ措置
県及び市町の上乗せ措置に対して国も同額を上乗せ
(国1/12、県13/180、市町1/90)
補助金額：67,898千円
※市町負担は知多5市5町の受益面積等で按分

補助金交付額まとめ (①+②)
国 203,700千円 + 33,949千円 = 237,649千円
県 29,423千円
5市5町 4,526千円 (うち常滑市1,168千円)
※常滑市以外の市町からは負担金として本市に納入



【スケジュール(予定)】

- 令和8年1月 要望調査
- 3月 事業採択・割当内示
交付申請・交付決定
- 4月 着工
- 令和9年3月 事業完了・補助金交付

常滑中学校武道場の長寿命化改修を進めます

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	公共施設基金	一般財源
補正前	512,400	170,133	0	306,200	36,067	0
補正額	39,250	4,620	0	40,300	△5,670	0
補正後	551,650	174,753	0	346,500	30,397	0

【補正事業の概要・理由】

老朽化が著しい常滑中学校の西館（武道場）の長寿命化改修を行います。
 なお、令和7年度の国の補助金交付決定に伴い、補正予算にて計上し、事業は令和8年度へ繰越し
 て実施します。
 その他、令和7年度に実施した工事の請負差金による不用額を減額します。

【主な事業(取組み)】

- 1 常滑中学校西館長寿命化改良工事 事業費：168,000千円
 <スケジュール> 工事：令和8年6月～令和9年2月
- 2 不用額の減額（常滑中学校北館他長寿命化改良工事） △128,750千円

市体育館大規模改修事業費

生涯学習
スポーツ課

市体育館の大規模改修工事を進めます

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	公共施設基金	一般財源
補正前	869,127	0	0	782,100	87,027	0
補正額	283,635	94,363	0	189,200	72	0
補正後	1,152,762	94,363	0	971,300	87,099	0

【補正事業の概要・理由】

平成4年の竣工から30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が著しい市体育館の長寿命化を図るため、公共施設アクションプランに基づき大規模改修工事を進めます。

令和7年度の国の補正予算成立により、国庫補助金を最大限活用するため、令和8年度分予算の一部を前倒して補正予算に計上し、事業は令和8年度へ繰り越して実施します。

なお、継続費の総額に変更はありません。

【事業費】

- 全体事業費：3,061,900千円（継続費）
※工事監理含む

	補正後	補正前
令和6年度	233,157千円	233,157千円
令和7年度	1,152,762千円	869,127千円
令和8年度	1,675,981千円	1,959,616千円
計	3,061,900千円	3,061,900千円

- ・工事期間：令和7年7月～令和8年10月予定（16か月間）
- ・工事内容：外壁改修、屋根改修、内装改修、床改修、トイレ改修、空調設備新設など
※国庫補助対象工事は、外壁改修及び屋根改修

【スケジュール】

項目	令和7年						令和8年									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
工事監理・建設業務	工事監理															
外構・屋外トイレ・連絡橋				外構												
屋根改修																
外壁改修																
2階・サブアリーナ																
3階・メインアリーナ																
1階改修																
電気設備工事																
機械設備工事																



市体育館



令和8年1月工事状況

3 特別会計

国民健康保険事業特別会計

(議案第13号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ9,058万8千円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,308万4千円としました。

歳入では、子ども・子育て支援事業に係るシステム改修費の補助財源の確定により国庫支出金を638万円減額、保険給付費の減額に伴い県支出金を7,517万8千円減額、利率の上昇に伴う国民健康保険事業安定化基金利子収入の増額により財産収入を194万8千円増額しました。また、基盤安定制度負担金の額の確定等により繰入金を1,167万8千円減額、不当利得返納金の増額等により諸収入を70万円増額しました。

歳出では、システム改修費の確定等により総務費を1,135万5千円減額しました。また、療養給付費、高額療養費及び出産育児一時金の減額により保険給付費を7,947万8千円減額し、予備費は補正予算編成上24万5千円の増額としました。

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
2 国庫支出金	20,900	△ 6,380	14,520
3 県支出金	3,531,889	△ 75,178	3,456,711
4 財産収入	497	1,948	2,445
5 繰入金	422,197	△ 11,678	410,519
7 諸収入	17,801	700	18,501
合計	5,163,672	△ 90,588	5,073,084

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 総務費	119,528	△ 11,355	108,173
2 保険給付費	3,447,889	△ 79,478	3,368,411
7 予備費	31,500	245	31,745
合計	5,163,672	△ 90,588	5,073,084

後期高齢者医療特別会計

(議案第14号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ3,768万8千円の増額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,949万9千円としました。

歳入では、保険料収入の増加により後期高齢者医療保険料を5,139万2千円増額、子ども・子育て支援事業に係るシステム改修費の補助財源の確定により国庫支出金を409万2千円減額しました。また、基盤安定制度負担金の額の確定等により繰入金を961万2千円減額しました。

歳出では、システム改修費の確定等により総務費を974万円減額しました。また、保険料収入の増加により後期高齢者医療広域連合納付金を4,742万8千円増額しました。

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 後期高齢者医療保険料	798,812	51,392	850,204
3 国庫支出金	9,900	△ 4,092	5,808
4 繰入金	238,172	△ 9,612	228,560
合計	1,051,811	37,688	1,089,499

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 総務費	75,073	△ 9,740	65,333
2 後期高齢者医療広域連合納付金	974,224	47,428	1,021,652
合計	1,051,811	37,688	1,089,499

介護保険事業特別会計

(議案第15号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ857万8千円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,604万円としました。

歳入では、保険給付費等の決算見込み等により、支払基金交付金を251万7千円減額、県支出金を137万8千円減額、繰入金を468万3千円減額しました。

歳出では、標準準拠システム適用延期により総務費を351万8千円減額、特定入所者介護サービスの利用が当初の見込みより減少しているため保険給付費を500万円減額、介護予防・生活支援サービスの利用が当初の見込みより減少しているため地域支援事業費を432万円減額、予備費は補正予算編成上426万円の増額としました。

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
4 支払基金交付金	1,383,458	△ 2,517	1,380,941
5 県支出金	755,791	△ 1,378	754,413
7 繰入金	888,436	△ 4,683	883,753
合計	5,444,618	△ 8,578	5,436,040

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 総務費	150,245	△ 3,518	146,727
2 保険給付費	4,966,370	△ 5,000	4,961,370
3 地域支援事業費	248,961	△ 4,320	244,641
7 予備費	10,000	4,260	14,260
合計	5,444,618	△ 8,578	5,436,040

常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計

(議案第16号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ6,111万9千円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,563万4千円としました。

歳入では、国からの交付金額減により、国庫支出金を4,443万7千円減額、県支出金を700万円減額、繰入金を138万2千円減額、市債を830万円減額しました。

歳出では、事業の進捗により土地区画整理費を5,991万円減額、予備費は補正予算編成上120万9千円の減額としました。

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 国庫支出金	50,000	△ 44,437	5,563
2 県支出金	8,500	△ 7,000	1,500
4 繰入金	97,561	△ 1,382	96,179
6 市債	37,300	△ 8,300	29,000
合計	196,753	△ 61,119	135,634

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 土地区画整理費	145,757	△ 59,910	85,847
3 予備費	2,209	△ 1,209	1,000
合計	196,753	△ 61,119	135,634

議案第 12 号

令和 7 年度常滑市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度常滑市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 323,824 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,887,427 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 12,854,412	千円 305,700	千円 13,160,112
	1 市民税	3,961,600	273,000	4,234,600
	2 固定資産税	7,000,612	10,500	7,011,112
	6 宿泊税	200,000	22,200	222,200
3 利子割交付金		3,000	12,000	15,000
	1 利子割交付金	3,000	12,000	15,000
4 配当割交付金		48,000	27,000	75,000
	1 配当割交付金	48,000	27,000	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金		36,000	64,000	100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	36,000	64,000	100,000
6 法人事業税交付金		220,000	40,000	260,000
	1 法人事業税交付金	220,000	40,000	260,000
7 地方消費税交付金		1,600,000	85,000	1,685,000
	1 地方消費税交付金	1,600,000	85,000	1,685,000
11 地方交付税		1,177,874	135,958	1,313,832
	1 地方交付税	1,177,874	135,958	1,313,832
13 分担金及び負担金		15,401	3,358	18,759
	1 負担金	15,401	3,358	18,759
15 国庫支出金		4,070,880	△19,631	4,051,249

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	千円 2,936,758	千円 △20,795	千円 2,915,963
	2 国庫補助金	1,122,302	1,164	1,123,466
16 県支出金		1,949,855	228,876	2,178,731
	1 県負担金	1,042,421	1,850	1,044,271
	2 県補助金	699,615	231,624	931,239
	3 委託金	207,819	△4,598	203,221
17 財産収入		301,068	27,454	328,522
	1 財産運用収入	269,947	27,454	297,401
19 繰入金		2,706,008	△682,560	2,023,448
	1 繰入金	2,706,008	△682,560	2,023,448
21 諸収入		4,755,815	△63,331	4,692,484
	4 雑入	1,133,668	△63,331	1,070,337
22 市債		1,766,200	160,000	1,926,200
	1 市債	1,766,200	160,000	1,926,200
歳 入 合 計		33,563,603	323,824	33,887,427

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,666,076	千円 11,268	千円 7,677,344
	1 総務管理費	6,977,631	23,358	7,000,989
	2 徴税费	295,826	△4,318	291,508
	3 戸籍住民基本台帳費	189,577	△3,174	186,403
	4 選挙費	54,794	△4,598	50,196
3 民生費		10,113,665	△129,871	9,983,794
	1 社会福祉費	4,679,759	△77,402	4,602,357
	2 児童福祉費	4,941,645	△52,469	4,889,176
	3 生活保護費	492,261	0	492,261
4 衛生費		2,661,694	△33,690	2,628,004
	1 保健衛生費	637,919	△4,225	633,694
	3 清掃費	1,219,954	△29,465	1,190,489
6 農林水産業費		692,649	250,446	943,095
	1 農業費	642,034	251,699	893,733
	2 水産業費	50,615	△1,253	49,362
7 商工費		1,146,420	20,290	1,166,710
	1 商工費	1,146,420	20,290	1,166,710
8 土木費		2,534,104	△93,940	2,440,164
	2 道路橋梁費	488,923	△42,880	446,043

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	千円 72,012	千円 0	千円 72,012
	5 都市計画費	1,835,783	△48,230	1,787,553
	6 住宅費	37,501	△2,830	34,671
9 消防費		994,721	△11,471	983,250
	1 消防費	994,721	△11,471	983,250
10 教育費		4,499,839	293,866	4,793,705
	2 小学校費	576,194	△29,673	546,521
	3 中学校費	766,071	39,250	805,321
	5 社会教育費	372,062	654	372,716
	6 保健体育費	2,240,882	283,635	2,524,517
14 予備費		131,353	16,926	148,279
	1 予備費	131,353	16,926	148,279
歳 出 合 計		33,563,603	323,824	33,887,427

第2表 継続費補正

1 変更

款		項	事業名	総額	年度	年割額
				千円		千円
補正前	10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大規模改修事業費	3,061,900	6	233,157
					7	869,127
					8	1,959,616
補正後	10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大規模改修事業費	3,061,900	6	233,157
					7	1,152,762
					8	1,675,981

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	3,564
		第3次戸籍電算化事業費	1,848
		コンビニ交付システム事業費	1,078
6 農林 水産業費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	271,598
8 土木費	2 道路橋梁費	多屋線道路改良事業費 多屋町	55,000
		多屋線道路改良事業費 単独分	1,036
10 教育費	3 中学校費	中学校長寿命化改良工事費	168,000

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等取壊し事業	13,400	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
かんがい排水事業	12,600	〃	〃	〃
県営防災ダム事業	4,100	〃	〃	〃
農道施設改良事業	3,800	〃	〃	〃
道路ストック総点検事業	27,000	〃	〃	〃
公園改修事業	22,500	〃	〃	〃
公営住宅改修事業	7,000	〃	〃	〃
防災格納庫整備事業	10,900	〃	〃	〃
小学校校舎改修事業	13,100	〃	〃	〃
小学校体育施設改修事業	35,100	〃	〃	〃
小学校長寿命化改良事業	6,400	〃	〃	〃
小学校空調設備整備事業	7,100	〃	〃	〃
中学校長寿命化改良事業	306,200	〃	〃	〃
市体育館大規模改修事業	782,100	〃	〃	〃
計	1,766,200	—	—	—

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等取壊し事業	千円 4,600	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
かんがい排水事業	3,500	〃	〃	〃
県営防災ダム事業	8,500	〃	〃	〃
農道施設改良事業	2,700	〃	〃	〃
道路ストック総点検事業	9,500	〃	〃	〃
公園改修事業	13,500	〃	〃	〃
公営住宅改修事業	5,300	〃	〃	〃
防災格納庫整備事業	6,400	〃	〃	〃
小学校校舎改修事業	7,400	〃	〃	〃
小学校体育施設改修事業	26,900	〃	〃	〃
小学校長寿命化改良事業	1,500	〃	〃	〃
小学校空調設備整備事業	3,700	〃	〃	〃
中学校長寿命化改良事業	346,500	〃	〃	〃
市体育館大規模改修事業	971,300	〃	〃	〃
計	1,926,200	—	—	—

補正後

令和 7 年 度

常 滑 市 一 般 会 計

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	12,854,412	305,700	13,160,112
2 地方譲与税	270,456	0	270,456
3 利子割交付金	3,000	12,000	15,000
4 配当割交付金	48,000	27,000	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金	36,000	64,000	100,000
6 法人事業税交付金	220,000	40,000	260,000
7 地方消費税交付金	1,600,000	85,000	1,685,000
8 自動車取得税交付金	1	0	1
9 環境性能割交付金	60,000	0	60,000
10 地方特例交付金	73,003	0	73,003
11 地方交付税	1,177,874	135,958	1,313,832
12 交通安全対策特別交付金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担金	15,401	3,358	18,759
14 使用料及び手数料	329,309	0	329,309
15 国庫支出金	4,070,880	△19,631	4,051,249
16 県支出金	1,949,855	228,876	2,178,731
17 財産収入	301,068	27,454	328,522
18 寄附金	138,736	0	138,736

款	補正前の額	補 正 額	計
1 9 繰入金	千円 2,706,008	千円 △682,560	千円 2,023,448
2 0 繰越金	1,180,585	0	1,180,585
2 1 諸収入	4,755,815	△63,331	4,692,484
2 2 市債	1,766,200	160,000	1,926,200
歳 入 合 計	33,563,603	323,824	33,887,427

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	214,810	0	214,810
2 総務費	7,666,076	11,268	7,677,344
3 民生費	10,113,665	△129,871	9,983,794
4 衛生費	2,661,694	△33,690	2,628,004
5 労働費	26,046	0	26,046
6 農林水産業費	692,649	250,446	943,095
7 商工費	1,146,420	20,290	1,166,710
8 土木費	2,534,104	△93,940	2,440,164
9 消防費	994,721	△11,471	983,250
10 教育費	4,499,839	293,866	4,793,705
11 災害復旧費	5	0	5
12 公債費	2,497,424	0	2,497,424
13 諸支出金	384,797	0	384,797
14 予備費	131,353	16,926	148,279
歳 出 合 計	33,563,603	323,824	33,887,427

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0
△11,232	△8,800	△82,616	113,916
△81,093		△2,868	△45,910
△2,318			△31,372
			0
252,682	△5,800	2,525	1,039
1,550		△1,910	20,650
△70,285	△28,200	△11,827	16,372
△42	△4,500	△7,173	244
98,983	207,300	△11,210	△1,207
			0
			0
			0
			16,926
188,245	160,000	△115,079	90,658

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	3,481,000	219,000	3,700,000
2 法人	480,600	54,000	534,600
計	3,961,600	273,000	4,234,600

1 款 市税

2 項 固定資産税

1 固定資産税	6,825,500	10,500	6,836,000
計	7,000,612	10,500	7,011,112

1 款 市税

6 項 宿泊税

1 宿泊税	200,000	22,200	222,200
計	200,000	22,200	222,200

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

1 利子割交付金	3,000	12,000	15,000
計	3,000	12,000	15,000

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

1 配当割交付金	48,000	27,000	75,000
計	48,000	27,000	75,000

節		説明	千円
区分	金額		
1 現年課税分	209,000	所得割	209,000
2 滞納繰越分	10,000	滞納繰越分	10,000
1 現年課税分	54,000	均等割 法人税割	10,000 44,000

1 現年課税分	△2,000	家屋 償却資産	20,000 △22,000
2 滞納繰越分	12,500	滞納繰越分	12,500

1 現年課税分	22,200	現年課税分	22,200

1 利子割交付金	12,000	利子割交付金	12,000

1 配当割交付金	27,000	配当割交付金	27,000

1 款 市税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 株式等譲渡所得割交付金	36,000	64,000	100,000
計	36,000	64,000	100,000

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	220,000	40,000	260,000
計	220,000	40,000	260,000

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	1,600,000	85,000	1,685,000
計	1,600,000	85,000	1,685,000

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	1,177,874	135,958	1,313,832
計	1,177,874	135,958	1,313,832

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

4 農林水産業費負担金	0	3,358	3,358
計	15,401	3,358	18,759

節		説明	
区分	金額		
1 株式等譲渡所得割交付金	千円 64,000	株式等譲渡所得割交付金	千円 64,000

1 法人事業税交付金	40,000	法人事業税交付金	40,000

1 地方消費税交付金	85,000	地方消費税交付金	85,000

1 地方交付税	135,958	普通交付税	135,958

1 農業費負担金	3,358	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金市町負担金	3,358

5 款 株式等譲渡所得割交付金

6 款 法人事業税交付金

7 款 地方消費税交付金

1 1 款 地方交付税

1 3 款 分担金及び負担金

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 2,931,018	千円 △20,795	千円 2,910,223
計	2,936,758	△20,795	2,915,963

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	369,999	△9,046	360,953
2 民生費国庫補助金	410,220	△19,172	391,048
3 衛生費国庫補助金	17,280	△1,582	15,698
4 土木費国庫補助金	145,467	△68,019	77,448

節		説明	千円
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	15,319	国民健康保険保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 介護給付費・訓練等給付費負担金 産前産後保険税負担金	10,343 △98 4,969 105
2 児童福祉費負担金	△36,114	児童扶養手当負担金 障害児施設給付費負担金 児童手当負担金 保育等給付費負担金	△2,465 15,938 △53,790 4,203

1 戸籍住民基本台帳費補助金	6,490	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	6,490
2 総務管理費補助金	△15,536	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△15,536
2 児童福祉費補助金	△19,172	地域子ども・子育て支援事業費補助金 出産・子育て応援交付金 母子家庭等自立支援給付金支給事業費補助金 妊婦のための支援給付交付金	△4,042 △4,800 △1,080 △9,250
2 清掃費補助金	△1,582	循環型社会形成推進交付金	△1,582
1 道路橋梁費補助金	△50,012	社会資本整備総合交付金（多屋線） 社会資本整備総合交付金（道路ストック）	△21,233 △28,779
2 都市計画費補助金	△18,007	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック） 社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業） 防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策） 集約都市形成支援事業費補助金	△4,382 △500 △10,000 △3,125

1 5 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 教育費国庫補助金	千円 179,336	千円 98,983	千円 278,319
計	1,122,302	1,164	1,123,466

1 6 款 県支出金
1 項 県負担金

2 民生費県負担金	1,040,781	1,850	1,042,631
計	1,042,421	1,850	1,044,271

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

1 総務費県補助金	3,811	3,962	7,773
2 民生費県補助金	500,636	△42,976	457,660

節		説明	
区分	金額		
3 中学校費補助金	千円 4,620	学校施設環境改善交付金	千円 4,620
4 保健体育費補助金	94,363	学校施設環境改善交付金	94,363

1 社会福祉費負担金	1,631	国民健康保険保険基盤安定制度負担金 未就学児均等割保険税負担金 介護給付費・訓練等給付費負担金 後期高齢者医療基盤安定負担金 産前産後保険税負担金	2,117 △49 2,484 △2,974 53
2 児童福祉費負担金	219	障害児施設給付費負担金 児童手当負担金 保育等給付費負担金	7,969 △6,448 △1,302

1 総務管理費補助金	3,962	元気な愛知の市町村づくり補助金	3,962
1 社会福祉費補助金	△30,328	子ども医療費補助金 障害者医療費補助金 母子・父子家庭医療費補助金 後期高齢者福祉医療費補助金 精神障害者医療費補助金 介護施設等整備事業費補助金	△11,352 △7,634 △3,480 △5,282 △8,740 6,160

15款 国庫支出金 16款 県支出金

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 衛生費県補助金	13,388	△736	12,652
4 農林水産業費県補助金	107,984	252,682	360,666
5 商工費県補助金	788	21,000	21,788
6 土木費県補助金	19,797	△2,266	17,531
7 消防費県補助金	7,509	△42	7,467
計	699,615	231,624	931,239

1 6 款 県支出金
3 項 委託金

1 総務費委託金	179,452	△4,598	174,854
計	207,819	△4,598	203,221

1 7 款 財産収入
1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	161,958	27,454	189,412
-----------	---------	--------	---------

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	千円 △12,648	出産・子育て応援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △1,200 △7,406 △4,042
2 清掃費補助金	△736	愛知県浄化槽設置費補助金	△736
1 農業費補助金	253,102	農道施設改良事業費補助金 かんがい排水事業費補助金 新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	△1,250 △12,720 267,072
2 水産業費補助金	△420	漁業振興事業費補助金	△420
1 商工費補助金	21,000	げんき商店街推進事業費補助金	21,000
2 都市計画費補助金	△2,266	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（診断） 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（改修） 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（ブロック塀） 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（住宅除却） 空家等利活用改修費補助金	△354 △863 △375 △424 △250
1 消防費補助金	△42	石油貯蔵施設立地対策等交付金	△42

3 選挙費委託金	△4,598	参議院議員通常選挙費委託金	△4,598
----------	--------	---------------	--------

1 利子及び配当金	27,454	財政調整基金利子収入 減債基金利子収入	4,094 2,503
-----------	--------	------------------------	----------------

16款 県支出金 17款 財産収入

17款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	269,947	27,454	297,401

19款 繰入金

1項 繰入金

1 繰入金	2,706,008	△682,560	2,023,448
計	2,706,008	△682,560	2,023,448

21款 諸収入

4項 雑入

5 雑入	704,049	△63,331	640,718
計	1,133,668	△63,331	1,070,337

22款 市債

1項 市債

1 総務債	38,100	△8,800	29,300
-------	--------	--------	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		L I X I L 株式配当金陶業陶芸振興事業基金	15,376
		陶業陶芸振興事業基金利子収入	785
		ボートレースまちづくり基金利子収入	4,696

1 基金繰入金	△682,560	財政調整基金繰入金	△600,000
		ボートレースまちづくり基金繰入金	△37,422
		ふるさとづくり事業基金繰入金	△25,897
		公共施設等整備基金繰入金	△19,241

2 総務費雑入	△56,594	企業会計・特別会計電算機利用料	△12,583
		デジタル基盤改革支援補助金	△41,511
		自治総合センターコミュニティ助成金	△2,500
3 民生費雑入	△3,176	後期高齢者医療広域連合受託事業収入	△3,176
7 土木費雑入	1,300	りんくう海浜緑地指定管理者納付金	1,300
8 消防費雑入	△4,861	消防団員退職報償金受入金	△3,065
		消防団員安全装備等助成事業助成金	△1,796

1 総務管理債	△8,800	公共施設等取壊し事業	△8,800
---------	--------	------------	--------

17款 財産収入 19款 繰入金 21款 諸収入 22款 市債

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
3 農林水産業債	千円 50,500	千円 △5,800	千円 44,700
4 土木債	143,100	△28,200	114,900
5 消防債	10,900	△4,500	6,400
6 教育債	1,517,700	207,300	1,725,000
計	1,766,200	160,000	1,926,200

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業債	千円 △5,800	かんがい排水事業 県営防災ダム事業 農道施設改良事業	千円 △9,100 4,400 △1,100
1 道路橋梁債	△17,500	道路ストック総点検事業	△17,500
4 都市計画債	△9,000	公園改修事業	△9,000
5 住宅債	△1,700	公営住宅改修事業	△1,700
1 消防債	△4,500	防災格納庫整備事業	△4,500
1 小学校債	△22,200	小学校校舎改修事業 小学校体育施設改修事業 小学校長寿命化改良事業 小学校空調設備整備事業	△5,700 △8,200 △4,900 △3,400
2 中学校債	40,300	中学校長寿命化改良事業	40,300
4 保健体育債	189,200	市体育館大規模改修事業	189,200

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 877,708	千円 △7,077	千円 870,631	千円	千円	千円	千円 △7,077
3 財政管理費	3,532,632	4,696	3,537,328			4,696 財産収入	
5 財産管理費	66,067	△11,411	54,656		△8,800 市債		△2,611
6 庁舎管理費	107,806	△7,186	100,620				△7,186
7 電算管理費	832,255	△142,564	689,691			△43,820 諸収入	△98,744
8 企画費	530,245	△33,833	496,412	2,412 県支出金		△37,667 繰入金	1,422

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △5,115	1 報酬等	△7,077
3 職員手当等	△1,962	1) 人事管理会計年度任用職員 6人	△7,077
24 積立金	4,696	2 ボートレースまちづくり基金積立金	4,696
		1) ボートレースまちづくり基金積立金 (財産収入 4,696)	4,696
12 委託料	△1,650	3 公共施設等取壊し事業費	△11,411
14 工事請負費	△9,761	1) 公共施設等取壊し事業費 (市債 △ 8,800)	△11,411
10 需用費	△4,000	4 市庁舎管理費	△7,186
光熱水費	△4,000	1) 市庁舎光熱水費	△4,000
12 委託料	△3,186	2) 市庁舎宿直業務委託料	△3,186
10 需用費	△3,040	5 電算管理費	△3,040
印刷製本費	△3,040	1) 電算管理諸経費	△3,040
12 委託料	△139,524	6 情報システム最適化事業費	△139,524
		1) 第3次情報システム最適化事業費 (諸収入 △ 43,820)	△139,524
8 旅費	△2	7 公共交通事業費	△32,598
10 需用費	△12	1) コミュニティバス運行事業費 (繰入金 △ 26,461)	△26,461
消耗品費	△12	2) 知多半島総合医療センター通院用シャトルバス運行事業費 (県支出金 2,412)	△6,137
12 委託料	△33,574	(繰入金 △ 10,961)	
13 使用料及び賃借料	△245	8 友好都市交流事業費	△990
		1) 友好都市交流事業費	△990
		9 愛知県国際展示場関係費	△245
		2) 小中学生イベント見学会等関係費 (繰入金 △ 245)	△245

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 諸費	千円 297,595	千円 △18,036	千円 279,559	千円 △15,536 国庫支出金	千円	千円 △2,500 諸収入	千円
13 財政調整基金費	602,040	204,094	806,134			4,094 財産収入	200,000
14 減債基金費	2,280	34,675	36,955			2,503 財産収入	32,172
計	6,977,631	23,358	7,000,989	△13,124	△8,800	△72,694	117,976

2 款 総務費

2 項 徴税費

2 賦課徴収費	91,055	△4,318	86,737				△4,318
計	295,826	△4,318	291,508	0	0	0	△4,318

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	189,577	△3,174	186,403	6,490 国庫支出金		△9,922 諸収入	258
-------------	---------	--------	---------	----------------	--	---------------	-----

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △1,006	1 コミュニティ助成事業	千円 △2,500
		1) コミュニティ助成金	△2,500
18 負担金補助及び交付金	△17,030	(諸収入	△ 2,500)
		2 定額減税調整給付事業費	△15,536
		1) 定額減税不足額給付給付費	△14,530
		(国庫支出金	△ 14,530)
		2) 定額減税不足額給付事務費	△1,006
		(国庫支出金	△ 1,006)
24 積立金	204,094	3 財政調整基金積立金	204,094
		1) 財政調整基金積立金	204,094
		(財産収入	4,094)
24 積立金	34,675	4 減債基金積立金	34,675
		1) 減債基金積立金	34,675
		(財産収入	2,503)

12 委託料	△4,318	1 固定資産税賦課事務費	△4,318
		1) 固定資産税賦課事務費	△2,475
		2) 固定資産税評価事務費	△1,843

12 委託料	△3,174	1 戸籍住民基本台帳事務費	△512
		1) 戸籍住民基本台帳事務費	△512
		(国庫支出金	3,564)
		(諸収入	△ 4,334)

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	189,577	△3,174	186,403	6,490	0	△9,922	258

2款 総務費

4項 選挙費

3 参議院議員 通常選挙費	28,613	△4,598	24,015	△4,598 県支出金			
計	54,794	△4,598	50,196	△4,598	0	0	0

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	2 戸籍電算化事業費	264
		2) 第3次戸籍電算化事業費	264
		(国庫支出金	1,848)
		(諸収入	△ 1,584)
		3 コンビニ交付システム事業費	△2,926
		3) コンビニ交付システム事業費	△2,926
		(国庫支出金	1,078)
		(諸収入	△ 4,004)

1 報酬	△468	1 報酬等	△468
3 職員手当等	△850	1) 参議院議員通常選挙投票管理者 34人	△38
8 旅費	△15	(県支出金	△ 38)
10 需用費	△300	2) 参議院議員通常選挙投票立会人 108人	△44
消耗品費	△250	(県支出金	△ 44)
印刷製本費	△50	3) 参議院議員通常選挙開票立会人 20人	△121
11 役務費	△41	(県支出金	△ 121)
12 委託料	△2,770	4) 参議院議員通常選挙会計年度任用職員 49人	△265
17 備品購入費	△154	(県支出金	△ 265)
		2 人件費	△850
		5) 参議院議員通常選挙職員手当	△850
		(県支出金	△ 850)
		3 参議院議員通常選挙事務費	△3,280
		1) 参議院議員通常選挙事務費	△3,280
		(県支出金	△ 3,280)

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	千円 2,398,696	千円 △5,973	千円 2,392,723	千円 9,497 国庫支出金 10,350 県支出金 △853	千円 地方債	千円 △3,176 諸収入	千円 △12,294
2 障害者福祉費	1,281,995	11,560	1,293,555	7,453 国庫支出金 4,969 県支出金 2,484			4,107
3 老人福祉費	187,022	6,160	193,182	6,160 県支出金			
5 福祉医療費	800,517	△89,149	711,368	△36,488 県支出金			△52,661

節		説明	千円
区分	金額		
27 繰出金	千円 △5,973	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 8,322 1) 国民健康保険事業特別会計繰出金 8,322 (国庫支出金 10,350) (県支出金 2,121) 2 介護保険事業特別会計繰出金 △4,683 2) 介護保険事業特別会計繰出金 △4,683 3 後期高齢者医療特別会計繰出金 △9,612 3) 後期高齢者医療特別会計繰出金 △9,612 (県支出金 △ 2,974) (諸収入 △ 3,176)	千円
19 扶助費	11,560	4 介護給付費・訓練等給付費 9,939 1) 障害者共同生活援助費 9,939 (国庫支出金 4,969) (県支出金 2,484) 5 障害者福祉手当 1,621 2) 心身障害者手当 1,621	
18 負担金補助及び交付金	6,160	6 補助金 6,160 1) 介護施設等整備事業費補助金 6,160 (県支出金 6,160)	
19 扶助費	△89,149	7 子ども医療費支給事業費 △42,733 1) 子ども医療費 △42,733 (県支出金 △ 11,352) 8 障がい者医療費支給事業費 △15,266 2) 障がい者医療費 △15,266 (県支出金 △ 7,634) 9 母子・父子家庭医療費支給事業費 △6,959 3) 母子・父子家庭医療費 △6,959 (県支出金 △ 3,480) 10 後期高齢者福祉医療費支給事業費 △10,098 4) 後期高齢者福祉医療費 △10,098 (県支出金 △ 5,282) 11 精神障がい者医療支給事業費 △14,093 5) 精神障がい者医療費 △14,093	

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	4,679,759	△77,402	4,602,357	△13,378	0	△3,176	△60,848

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	2,584,335	△58,029	2,526,306	△56,012 国庫支出金 △55,890 県支出金 △122			△2,017
-----------	-----------	---------	-----------	---	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		(県支出金 Δ 8,740)

12 委託料	Δ 1,330	1 児童手当支給費 Δ 66,680
		1) 児童手当支給費 Δ 66,680
19 扶助費	Δ 60,247	(国庫支出金 Δ 53,790)
		(県支出金 Δ 6,448)
22 償還金利子及び割引料	3,548	2 児童扶養手当支給費 Δ 7,394
		2) 児童扶養手当支給費 Δ 7,394
		(国庫支出金 Δ 2,465)
		3 母子家庭等自立支援給付金支給事業費 Δ 1,600
		1) 母子家庭等自立支援給付金支給事業費 Δ 1,600
		(国庫支出金 Δ 1,080)
		4 出産・子育て応援給付金事業費 Δ 7,200
		1) 出産応援給付金給付費 Δ 3,500
		(国庫支出金 Δ 2,333)
		(県支出金 Δ 582)
		2) 子育て応援給付金給付費 Δ 3,700
		(国庫支出金 Δ 2,467)
		(県支出金 Δ 618)
		5 妊婦のための支援給付事業費 Δ 9,250
		3) 妊婦支援給付費 Δ 9,250
		(国庫支出金 Δ 9,250)
		6 過年度国県負担金等返還金 3,548
		4) 過年度国県負担金等返還金 3,548
		7 児童発達支援等事業費 31,877
		1) 児童発達支援等給付費 31,877
		(国庫支出金 15,938)
		(県支出金 7,969)
		8 子育て世帯訪問支援事業費 Δ 1,330
		1) 子育て世帯訪問支援事業費 Δ 1,330

3款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 子育て支援 費	1,033,973	18,689	1,052,662	△4,505 国庫支出金 4,203 県支出金 △8,708			23,194
4 児童館費	187,248	△13,129	174,119	△7,198 国庫支出金 △3,599 県支出金 △3,599			△5,931
計	4,941,645	△52,469	4,889,176	△67,715	0	0	15,246

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1 生活保護総 務費	55,158	0	55,158			308 諸収入	△308
計	492,261	0	492,261	0	0	308	△308

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	(国庫支出金 Δ 443) (県支出金 Δ 443)	千円
18 負担金補助及び交付金	Δ 7,109	9 教育・保育施設等運営費 Δ 2,518 1) 民間保育所等運営費補助金 1,355 2) 特定教育・保育施設給付費 (2号・3号認定分) 4,591	
19 扶助費	4,591	(国庫支出金 4,203) (県支出金 Δ 1,302)	
22 償還金利子及び割引料	21,207	3) 保育補助者雇上費補助金 Δ 8,464 (県支出金 Δ 7,406) 10 過年度国県負担金等返還金 21,207 4) 過年度国県負担金等返還金 21,207	
1 報酬	Δ 9,780	11 報酬等 Δ 11,017 1) 児童館会計年度任用職員 37人 Δ 2,330	
3 職員手当等	Δ 1,237	2) 児童育成クラブ事業会計年度任用職員 55人 Δ 8,687 (国庫支出金 Δ 2,895) (県支出金 Δ 2,895)	
18 負担金補助及び交付金	Δ 2,112	12 児童育成クラブ事業費 Δ 2,112 1) 放課後児童支援員等処遇改善事業費 Δ 2,112 (国庫支出金 Δ 704) (県支出金 Δ 704)	

		財源更正	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	千円 185,730	千円 △5,314	千円 180,416	千円	千円	千円	千円 △5,314
2 予防費	403,024	1,089	404,113				1,089
計	637,919	△4,225	633,694	0	0	0	△4,225

4 款 衛生費

3 項 清掃費

2 塵芥処理費	900,712	△19,750	880,962				△19,750
3 し尿処理費	235,241	△9,715	225,526	△2,318 国庫支出金			△7,397
				△1,582 県支出金			
				△736			
計	1,219,954	△29,465	1,190,489	△2,318	0	0	△27,147

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	136,524	271,598	408,122	267,072 県支出金		3,358 分担金及び 負担金	1,168
5 農地費	258,675	△19,899	238,776	△13,970 県支出金	△5,800 市債		△129

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 △5,314	1 負担金	千円 △5,314
		1) 半田常滑看護専門学校管理組合分担金	△5,314
22 償還金利子及び割引料	1,089	2 過年度国県負担金等返還金	1,089
		1) 過年度国県負担金等返還金	1,089

18 負担金補助及び交付金	△19,750	1 負担金	△19,750
		1) 知多南部広域環境組合分担金	△19,750
18 負担金補助及び交付金	△9,715	2 負担金	△4,968
		1) 中部知多衛生組合分担金	△4,968
		3 補助金	△4,747
		2) 合併処理浄化槽設置費補助金	△4,747
		(国庫支出金	△ 1,582)
		(県支出金	△ 736)

18 負担金補助及び交付金	271,598	1 補助金	271,598
		1) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	271,598
		(分担金及び負担金	3,358)
		(県支出金	267,072)
14 工事請負費	△24,299	2 農業用排水施設事業費	△21,869
		1) かんがい排水事業費	△21,869
18 負担金補助及び交付金	4,400	(県支出金	△ 12,720)
		(市債	△ 9,100)

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	642,034	251,699	893,733	253,102	△5,800	3,358	1,039

6 款 農林水産業費
2 項 水産業費

3 漁港管理費	12,898	△1,253	11,645	△420 県支出金		△833 使用料及び 手数料	
計	50,615	△1,253	49,362	△420	0	△833	0

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	185,058	0	185,058	0 国庫支出金 △21,000 県支出金 21,000			
3 陶業陶芸振興費	145,906	16,161	162,067			16,161 財産収入	
5 企業立地事業費	155,216	△19,371	135,845			△19,371 繰入金	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		3 農道改良事業費	△2,430
		1) 農道施設改良事業費	△2,430
		(県支出金	△ 1,250)
		(市債	△ 1,100)
		4 農業用ため池等事業費	4,400
		1) 県営防災ダム事業費	4,400
		(市債	4,400)

14 工事請負費	△1,253	1 漁業振興事業費	△1,253
		1) 漁業振興事業費	△1,253
		(使用料及び手数料	△ 833)
		(県支出金	△ 420)

		財源更正	
24 積立金	16,161	1 陶業陶芸振興事業費	16,161
		1) 陶業陶芸振興事業基金積立金	16,161
		(財産収入	16,161)
12 委託料	△19,371	2 企業立地推進費	△19,371
		1) 産業用地創出推進費	△19,371

6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
7 観光費	453,805	23,500	477,305	1,550 県支出金		1,300 諸収入	20,650
計	1,146,420	20,290	1,166,710	1,550	0	△1,910	20,650

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

2 道路維持費	230,134	△3,225	226,909				△3,225
3 道路新設改良費	179,204	△39,655	139,549	△50,012 国庫支出金	△17,500 市債		27,857
計	488,923	△42,880	446,043	△50,012	△17,500	0	24,632

8 款 土木費

3 項 河川費

1 河川総務費	72,012	0	72,012			833	△833
---------	--------	---	--------	--	--	-----	------

節		説明
区分	金額	
	千円	(繰入金) △ 19,371) 千円
24 積立金	23,500	3 りんくう海浜緑地基金積立金 1,300 1) りんくう海浜緑地基金積立金 1,300 (諸収入 1,300) 4 宿泊税基金積立金 22,200 2) 宿泊税基金積立金 22,200

10 需用費	△151	1 一斉清掃費 △3,225
消耗品費	△151	1) 一斉清掃費 △3,225
12 委託料	△1,462	
13 使用料及び賃借料	△118	
14 工事請負費	△1,494	
14 工事請負費	△39,655	2 道路ストック総点検事業費 △39,655 1) 道路ストック総点検事業費 △39,655 (国庫支出金 △ 28,779) (市債 △ 17,500)

		財源更正
--	--	------

7 款 商工費 8 款 土木費

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
						使用料及び 手数料	
計	72,012	0	72,012	0	0	833	△833

8 款 土木費

5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	116,797	△7,382	109,415	△3,125 国庫支出金			△4,257
2 公共下水道費	1,247,883	0	1,247,883			△660 諸収入	660
4 都市公園費	180,994	△31,000	149,994	△10,000 国庫支出金	△9,000 市債	△12,000 繰入金	
6 建築指導費	47,831	△8,466	39,365	△7,148 国庫支出金 △4,882 県支出金 △2,266			△1,318

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

12 委託料	△7,382	1 都市計画マスタープラン事業費 1) マスタープラン関連計画作成事業費 (国庫支出金 △ 3,125)	△5,702 △5,702
		2 都市計画総務事務費 1) 都市計画決定事務費	△1,680 △1,680
		財源更正	
12 委託料	△14,500	3 大曾公園再整備事業費 1) 大曾公園再整備事業費 (繰入金 △ 14,500)	△14,500 △14,500
14 工事請負費	△16,500	4 公園施設長寿命化事業費 2) 公園施設長寿命化事業費 (国庫支出金 △ 10,000) (繰入金 2,500) (市債 △ 9,000)	△16,500 △16,500
12 委託料	△1,416	5 住宅・建築物安全ストック形成事業費 1) 木造住宅耐震診断事業費 (国庫支出金 △ 782) (県支出金 △ 354)	△6,966 △1,416
18 負担金補助及び交付金	△7,050	2) 木造住宅耐震改修費補助金 (国庫支出金 △ 2,850) (県支出金 △ 1,287) 3) ブロック塀等除却費補助金 (国庫支出金 △ 750)	△4,050 △1,500

8款 土木費

8 款 土木費

5 項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
7 開発費	114,638	△1,382	113,256				△1,382
計	1,835,783	△48,230	1,787,553	△20,273	△9,000	△12,660	△6,297

8 款 土木費

6 項 住宅費

1 住宅管理費	37,501	△2,830	34,671		△1,700 市債		△1,130
計	37,501	△2,830	34,671	0	△1,700	0	△1,130

9 款 消防費

1 項 消防費

2 非常備消防費	26,889	△1,797	25,092			△4,861 諸収入	3,064
3 消防施設費	155,618	△9,674	145,944	△42 県支出金	△4,500 市債	△2,312 繰入金	△2,820

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		(県支出金	△ 375)
		6 空家等対策推進事業費	△1,500
		4) 空家等利活用改修費補助金	△1,500
		(国庫支出金	△ 500)
		(県支出金	△ 250)
27 繰出金	△1,382	7 常滑駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出金	△1,382
		1) 常滑駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出金	△1,382

14 工事請負費	△2,830	1 住宅修繕工事費	△1,610
		1) 住宅修繕工事費	△1,610
		(市債	△ 1,700)
		2 市営住宅除却事業費	△1,220
		2) 市営住宅除却事業費	△1,220

10 需用費	△1,797	1 消防団員管理費	△1,797
		1) 消防団員被服費	△1,797
消耗品費	△1,797	(諸収入	△ 1,796)
14 工事請負費	△7,320	2 車両購入費	△2,354
		1) 指揮車購入費	△2,354
17 備品購入費	△2,354	(県支出金	△ 42)
		(繰入金	△ 2,312)
		3 消防施設等整備事業費	△5,036
		1) 消防本部庁舎改修事業費	△5,036

8 款 土木費 9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	994,721	△11,471	983,250	△42	△4,500	△7,173	244

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	527,631	△29,673	497,958		△22,200 市債	△1,643 繰入金	△5,830
計	576,194	△29,673	546,521	0	△22,200	△1,643	△5,830

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	727,597	39,250	766,847	4,620 国庫支出金	40,300 市債	△5,670 繰入金	
計	766,071	39,250	805,321	4,620	40,300	△5,670	0

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	4 防災格納庫整備事業費	△2,284
		1) 防災格納庫整備事業費	△2,284
		(市債	△ 4,500)

12 委託料	△13,112	1 小学校整備費	△18,569
		1) 小学校校舎工事費	△9,069
		(市債	△ 5,700)
14 工事請負費	△16,561	2) 小学校体育施設工事費	△9,500
		(市債	△ 8,200)
		2 小学校長寿命化改良事業費	△6,543
		1) 小学校長寿命化改良工事費	△6,543
		(繰入金	△ 1,643)
		(市債	△ 4,900)
		3 小学校空調設備整備費	△4,561
		1) 小学校空調設備整備費	△4,561
		(市債	△ 3,400)

12 委託料	2,750	1 中学校長寿命化改良事業費	39,250
		1) 中学校長寿命化改良工事費	39,250
14 工事請負費	36,500	(国庫支出金	4,620)
		(繰入金	△ 5,670)
		(市債	40,300)

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 公民館費	千円 130,648	千円 1,397	千円 132,045	千円	千円	千円	千円 1,397
6 市民文化会館費	78,889	3,226	82,115				3,226
7 文化財保護費	11,998	△3,969	8,029			△3,969 繰入金	
計	372,062	654	372,716	0	0	△3,969	4,623

10款 教育費

6項 保健体育費

3 社会体育施設費	1,039,861	283,635	1,323,496	94,363 国庫支出金	189,200 市債	72 繰入金	
計	2,240,882	283,635	2,524,517	94,363	189,200	72	0

14款 予備費

1項 予備費

1 予備費	131,353	16,926	148,279				16,926
計	131,353	16,926	148,279	0	0	0	16,926

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 1,397	1 公民館管理運営費 1) 公民館指定管理料	千円 1,397 1,397
12 委託料	3,226	2 文化会館管理運営費 1) 文化会館指定管理料	3,226 3,226
12 委託料	△3,969	3 文化財調査保護事業費 1) 登窯保存事業費 (繰入金 △ 3,969)	△3,969 △3,969

12 委託料	546	1 施設整備費 1) 市体育館大規模改修事業費	283,635 283,635
14 工事請負費	283,089	(国庫支出金 94,363) (繰入金 72) (市債 189,200)	

28 予備費	16,926	1 予備費 1) 予備費	16,926 16,926

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	3		28,968	12,282 (3.5)		0	41,250	7,360	48,610
	議 員	18	88,913		37,601 (3.5)			126,514	23,476	149,990
	その他	1,054	95,835					95,835		95,835
	計	1,075	184,748	28,968	49,883	0	0	263,599	30,836	294,435
補正前	長 等	3		28,968	12,282 (3.5)		0	41,250	7,360	48,610
	議 員	18	88,913		37,601 (3.5)			126,514	23,476	149,990
	その他	1,054	96,038					96,038		96,038
	計	1,075	184,951	28,968	49,883	0	0	263,802	30,836	294,638
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	△203	0	0	0	0	△203	0	△203
	計	0	△203	0	0	0	0	△203	0	△203

※「その他の手当」は退職手当

2 一般職

(1) 総括

※()内は短時間勤務職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(734) 478	764,967	1,704,228	1,470,478	3,939,673	690,639	4,630,312	
補正前	(736) 478	780,127	1,704,228	1,474,527	3,958,882	690,639	4,649,521	
比 較	(△2) 0	△15,160	0	△4,049	△19,209	0	△19,209	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	50,413	41,188	107,638	24,543	25,449		360
	補正前	50,413	41,188	107,638	24,543	25,449		360
	比 較	0	0	0	0	0		0

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
補正後	28	161,041	1,157	7,568	337	510,165	417,307	118,587
補正前	28	161,891	1,157	7,568	337	511,904	418,767	118,587
比 較	0	△850	0	0	0	△1,739	△1,460	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 478		1,704,228	1,286,639	2,990,867	582,596	3,573,463	
補正前	(4) 478		1,704,228	1,287,489	2,991,717	582,596	3,574,313	
比 較	(0) 0		0	△850	△850	0	△850	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	50,413	41,188	107,638	24,543	25,449	360	4,697
	補正前	50,413	41,188	107,638	24,543	25,449	360	4,697
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

区 分	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補正後	28	161,041	1,157	7,568	337	410,260	333,373	118,587
補正前	28	161,891	1,157	7,568	337	410,260	333,373	118,587
比 較	0	△850	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

※（ ）内はパートタイム会計年度任用職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(730) 0	764,967		183,839	948,806	108,043	1,056,849	
補正前	(732) 0	780,127		187,038	967,165	108,043	1,075,208	
比 較	(△2) 0	△15,160		△3,199	△18,359	0	△18,359	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	99,905	83,934
	補正前	101,644	85,394
	比 較	△1,739	△1,460

(2) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	保育士教諭職	消防職	技能労務職
令和8年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	322,663	294,199	322,561	290,900
	平均給与月額 (円)	393,613	333,546	400,376	324,708
	平均年齢 (歳)	38.7	36.2	36.4	53.7

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)	保育士教諭職 (円)	消防職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度	
					一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	202,000		208,400	(技) 198,200	200,300	(技) 198,200
大 学 卒	233,700	233,700	238,700		232,000	

ウ 級別職員数

※ () 内は再任用短時間勤務職員を外書き

区分	級	一般行政職		保育士教諭職		消 防 職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年 1月1日 現在	1 級	34	12.0	19	20.0	17	17.7	1	16.7
	2 級	(2) 44	(100.0) 15.6		18	18.9	(2) 12	(100.0) 12.5	
	3 級	105	37.1	39	41.1	22	22.9	1	16.7
	4 級	16	5.7	3	3.2	12	12.5	3	50.0
	5 級	40	14.1	12	12.6	21	21.9	1	16.6
	6 級	34	12.0	4	4.2	11	11.5		
	7 級								
	8 級	10	3.5			1	1.0		
	計	(2) 283	(100.0) 100.0			(2) 95	(100.0) 100.0	(2) 96	(100.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一般行政職	保育士教諭職	消 防 職	技能労務職
1 級	主 事 ・ 技 師	保 育 士 ・ 教 諭	消 防 士	自動車運転手 調理員・用務員
2 級				
3 級	主 査 ・ 主 任	主 任 ・ 副 主 任	主 査 ・ 主 任	
4 級	主 任 主 査 ・ 主 査	主 任	主 任 主 査 ・ 主 査	職 主 任 ・ (労) 職 長
5 級	課 長 補 佐 ・ 副 主 幹	園 長	課 長 補 佐 ・ 副 主 幹	(技) 職 長
6 級	課 長 ・ 主 幹	指 導 主 事 ・ 園 長	課 長 ・ 署 長 ・ 主 幹	
7 級	部 次 長 ・ 防 災 危 機 管 理 監		消 防 次 長	
8 級	部 長		消 防 長	

エ 期末手当、勤勉手当

※支給期別支給率の（ ）内は再任用職員について適用

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

オ 定年退職に係る退職手当

区 分	支給率等	国の制度(支給率等)
20年勤続の者(月分)	24.586875	24.586875
25年勤続の者(月分)	33.27075	33.27075
35年勤続の者(月分)	47.709	47.709
最 高 限 度(月分)	47.709	47.709

カ 地 域 手 当

支給対象地域	全地域
支給率(%)	6
支給対象職員数(人)	482
国の指定基準に基づく 支給率(%)	6

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般行政職	消防職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.3	0.1	1.1	0.5
支給対象職員の比率(%) (令和8年1月1日現在)	18.6	5.3	74.5	33.3
代表的な特殊勤務 手 当 の 名 称	消防手当、滞納整理手当、福祉現業手当、行旅死亡人取扱手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

継 続 費

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
			国県支出金	地方債	その他			
10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大 規模改修事 業費	令和 6 年度	233,157	77,717	155,300	140	0
			令和 7 年度	1,152,762	94,363	971,300	87,099	0
			令和 8 年度	1,675,981		1,508,300	167,681	0
			計	3,061,900	172,080	2,634,900	254,920	0

調 書

(単位:千円)

令和5年度末 までの 支 出 額	令和6年度末 までの 支出(見込)額	令和7年度 支出予定額	令和7年度末 までの 支出予定額	令和8年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 す 進 捗 率(%)
					0.0
		1,102,284	1,102,284		36.0
				1,959,616	64.0
0	0	1,102,284	1,102,284	1,959,616	100.0

地 方 債 調 書

区 分	当該年度中起債見込額			当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	1,766,200	160,000	1,926,200	22,709,922	160,000	22,869,922
（1）総 務	38,100	△ 8,800	29,300	6,603,844	△ 8,800	6,595,044
（4）農 林 水 産 業	50,500	△ 5,800	44,700	685,093	△ 5,800	679,293
（6）土 木	84,600	△ 19,200	65,400	1,326,463	△ 19,200	1,307,263
（7）都 市 計 画	58,500	△ 9,000	49,500	1,295,880	△ 9,000	1,286,880
（8）消 防	10,900	△ 4,500	6,400	692,758	△ 4,500	688,258
（9）教 育	1,517,700	207,300	1,725,000	10,376,897	207,300	10,584,197
合 計	1,766,200	160,000	1,926,200	29,287,815	160,000	29,447,815

議案第 13 号

令和 7 年度常滑市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度常滑市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 90,588 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,073,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 20,900	千円 △6,380	千円 14,520
	1 国庫補助金	20,900	△6,380	14,520
3 県支出金		3,531,889	△75,178	3,456,711
	2 県補助金	3,517,689	△75,178	3,442,511
4 財産収入		497	1,948	2,445
	1 財産運用収入	497	1,948	2,445
5 繰入金		422,197	△11,678	410,519
	1 他会計繰入金	382,197	8,322	390,519
	2 基金繰入金	40,000	△20,000	20,000
7 諸収入		17,801	700	18,501
	2 雑入	2,800	700	3,500
歳 入 合 計		5,163,672	△90,588	5,073,084

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 119,528	千円 △11,355	千円 108,173
	1 総務管理費	114,160	△11,355	102,805
2 保険給付費		3,447,889	△79,478	3,368,411
	1 療養諸費	3,015,537	△51,800	2,963,737
	2 高額療養費	411,350	△22,678	388,672
	4 出産育児諸費	17,500	△5,000	12,500
7 予備費		31,500	245	31,745
	1 予備費	31,500	245	31,745
歳 出 合 計		5,163,672	△90,588	5,073,084

令和7年度

常滑市国民健康保険事業特別会計

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	千円 1,071,232	千円 0	千円 1,071,232
2 国庫支出金	20,900	△6,380	14,520
3 県支出金	3,531,889	△75,178	3,456,711
4 財産収入	497	1,948	2,445
5 繰入金	422,197	△11,678	410,519
6 繰越金	99,156	0	99,156
7 諸収入	17,801	700	18,501
歳入合計	5,163,672	△90,588	5,073,084

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	119,528	△11,355	108,173
2 保険給付費	3,447,889	△79,478	3,368,411
3 国民健康保険事業費納付金	1,501,113	0	1,501,113
4 保健事業費	59,489	0	59,489
5 公債費	1	0	1
6 諸支出金	4,152	0	4,152
7 予備費	31,500	245	31,745
歳 出 合 計	5,163,672	△90,588	5,073,084

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△6,380			△4,975
△75,178		700	△5,000
			0
			0
			0
			0
			245
△81,558	0	700	△9,730

2 歳 入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 子ども・子育て支援事業費補助金	20,900	△6,380	14,520
計	20,900	△6,380	14,520

3 款 県支出金

2 項 県補助金

1 保険給付費等交付金	3,517,689	△75,178	3,442,511
計	3,517,689	△75,178	3,442,511

4 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	497	1,948	2,445
計	497	1,948	2,445

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	382,197	8,322	390,519
計	382,197	8,322	390,519

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	40,000	△20,000	20,000
--------------------	--------	---------	--------

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △6,380	子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △6,380

1 保険給付費等交付金	△75,178	保険給付費等交付金	△75,178

1 利子及び配当金	1,948	国民健康保険事業安定化基金利子収入	1,948

1 一般会計繰入金	8,322	保険基盤安定繰入金	16,614
		未就学児均等割保険税繰入金	△195
		産前産後保険税繰入金	211
		その他一般会計繰入金	△8,308

1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	△20,000	国民健康保険事業安定化基金繰入金	△20,000

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	40,000	△20,000	20,000

7 款 諸収入

2 項 雑入

1 返納金	800	1,700	2,500
2 第三者行為納付金	2,000	△1,000	1,000
計	2,800	700	3,500

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 返納金	1,700	不当利得返納金	1,700
1 第三者行為納付金	△1,000	第三者行為納付金	△1,000

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 112,613	千円 △11,355	千円 101,258	千円 △6,380 国庫支出金	千円	千円	千円 △4,975
計	114,160	△11,355	102,805	△6,380	0	0	△4,975

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

1 療養給付費	2,984,436	△51,800	2,932,636	△52,500 県支出金		700 諸収入	
計	3,015,537	△51,800	2,963,737	△52,500	0	700	0

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

1 高額療養費	410,850	△22,678	388,172	△22,678 県支出金			
計	411,350	△22,678	388,672	△22,678	0	0	0

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	17,500	△5,000	12,500				△5,000
計	17,500	△5,000	12,500	0	0	0	△5,000

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 △35	1 給付関係事務費 1) 給付関係事務費 (国庫支出金
12 委託料	△6,380	△ 6,380)
13 使用料及び賃借料	△4,940	

18 負担金補助及び交付金	△51,800	1 療養給付費 1) 療養給付費 (県支出金 (諸収入
		△ 52,500) 700)

18 負担金補助及び交付金	△22,678	1 高額療養費 1) 高額療養費 (県支出金
		△ 22,678)

18 負担金補助及び交付金	△5,000	1 出産育児一時金 1) 出産育児一時金
		△5,000 △5,000

7 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 予備費	千円 31,500	千円 245	千円 31,745	千円	千円	千円	千円 245
計	31,500	245	31,745	0	0	0	245

節		説明	
区 分	金 額		
28 予備費	千円 245	1 予備費	千円 245
		1) 予備費	245

議案第 14 号

令和 7 年度常滑市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度常滑市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,688 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,089,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 798,812	千円 51,392	千円 850,204
	1 後期高齢者医療保険料	798,812	51,392	850,204
3 国庫支出金		9,900	△4,092	5,808
	1 国庫補助金	9,900	△4,092	5,808
4 繰入金		238,172	△9,612	228,560
	1 一般会計繰入金	238,172	△9,612	228,560
歳 入 合 計		1,051,811	37,688	1,089,499

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 75,073	千円 △9,740	千円 65,333
	1 総務管理費	72,887	△9,740	63,147
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		974,224	47,428	1,021,652
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	974,224	47,428	1,021,652
歳 出 合 計		1,051,811	37,688	1,089,499

令和 7 年 度

常 滑 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 798,812	千円 51,392	千円 850,204
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	9,900	△4,092	5,808
4 繰入金	238,172	△9,612	228,560
5 繰越金	3,346	0	3,346
6 諸収入	1,580	0	1,580
歳入合計	1,051,811	37,688	1,089,499

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	75,073	△9,740	65,333
2 後期高齢者医療広域連合納付金	974,224	47,428	1,021,652
3 諸支出金	1,569	0	1,569
4 予備費	945	0	945
歳 出 合 計	1,051,811	37,688	1,089,499

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△4,092		△3,176	△2,472
		47,428	0
			0
			0
△4,092	0	44,252	△2,472

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 特別徴収保険料	516,212	16,037	532,249
2 普通徴収保険料	282,600	35,355	317,955
計	798,812	51,392	850,204

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1 子ども・子育て支援事業費補助金	9,900	△4,092	5,808
計	9,900	△4,092	5,808

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	65,171	△5,648	59,523
2 保険基盤安定繰入金	173,001	△3,964	169,037
計	238,172	△9,612	228,560

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	千円 16,037	特別徴収保険料現年度分	千円 16,037
1 現年度分	35,355	普通徴収保険料現年度分	35,355

1 子ども・子育て支援事業費補助金	△4,092	子ども・子育て支援事業費補助金	△4,092

1 事務費繰入金	△5,648	事務費繰入金	△5,648
1 保険基盤安定繰入金	△3,964	保険基盤安定繰入金	△3,964

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 72,887	千円 △9,740	千円 63,147	千円 △4,092 国庫支出金	千円 0	千円 △3,176 繰入金	千円 △2,472
計	72,887	△9,740	63,147	△4,092	0	△3,176	△2,472

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	974,224	47,428	1,021,652			47,428 後期高齢者 医療保険料 51,392 繰入金 △3,964	
計	974,224	47,428	1,021,652	0	0	47,428	0

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △7,268	1 一般管理事務費	千円 △6,564
		1) 一般管理事務費	△6,564
13 使用料及び賃借料	△2,472	(国庫支出金	△ 4,092)
		2 事業委託費	△3,176
		2) 高齢者保健事業・介護予防一体の実施事業費	△3,176
		(繰入金	△ 3,176)

18 負担金補助及び交付金	47,428	1 広域連合納付金	47,428
		1) 広域連合納付金	47,428
		(後期高齢者医療保険料	51,392)
		(繰入金	△ 3,964)

議案第 15 号

令和 7 年度常滑市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度常滑市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,578 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,436,040 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		千円 1,383,458	千円 △2,517	千円 1,380,941
	1 支払基金交付金	1,383,458	△2,517	1,380,941
5 県支出金		755,791	△1,378	754,413
	1 県負担金	716,803	△838	715,965
	2 県補助金	38,988	△540	38,448
7 繰入金		888,436	△4,683	883,753
	1 一般会計繰入金	847,812	△4,683	843,129
歳 入 合 計		5,444,618	△8,578	5,436,040

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 150,245	千円 △3,518	千円 146,727
	1 総務管理費	110,124	△3,518	106,606
2 保険給付費		4,966,370	△5,000	4,961,370
	5 特定入所者介護サービス等費	84,000	△5,000	79,000
3 地域支援事業費		248,961	△4,320	244,641
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	110,394	△4,320	106,074
7 予備費		10,000	4,260	14,260
	1 予備費	10,000	4,260	14,260
歳 出 合 計		5,444,618	△8,578	5,436,040

令和7年度

常滑市介護保険事業特別会計

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,081,781	0	1,081,781
2 使用料及び手数料	40	0	40
3 国庫支出金	1,227,027	0	1,227,027
4 支払基金交付金	1,383,458	△2,517	1,380,941
5 県支出金	755,791	△1,378	754,413
6 財産収入	271	0	271
7 繰入金	888,436	△4,683	883,753
8 繰越金	107,702	0	107,702
9 諸収入	112	0	112
歳入合計	5,444,618	△8,578	5,436,040

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	150,245	△3,518	146,727
2 保険給付費	4,966,370	△5,000	4,961,370
3 地域支援事業費	248,961	△4,320	244,641
4 基金積立金	271	0	271
5 公債費	1	0	1
6 諸支出金	68,770	0	68,770
7 予備費	10,000	4,260	14,260
歳 出 合 計	5,444,618	△8,578	5,436,040

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△3,518
△838		△1,350	△2,812
△540		△1,167	△2,613
			0
			0
			0
			4,260
△1,378	0	△2,517	△4,683

2 歳 入

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費交付金	1,342,370	△1,350	1,341,020
2 地域支援事業支援交付金	41,088	△1,167	39,921
計	1,383,458	△2,517	1,380,941

5 款 県支出金

1 項 県負担金

1 介護給付費負担金	716,803	△838	715,965
計	716,803	△838	715,965

5 款 県支出金

2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	20,358	△540	19,818
計	38,988	△540	38,448

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	620,783	△625	620,158
2 その他一般会計繰入金	150,205	△3,518	146,687
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	19,022	△540	18,482
計	847,812	△4,683	843,129

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 △1,350	介護給付費交付金	千円 △1,350
1 現年度分	△1,167	地域支援事業支援交付金	△1,167

1 現年度分	△838	介護給付費負担金	△838

1 現年度分	△540	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△540

1 現年度分	△625	介護給付費繰入金	△625
1 その他一般会計繰入金	△3,518	その他一般会計繰入金	△3,518
1 現年度分	△540	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△540

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 110,124	千円 △3,518	千円 106,606	千円	千円	千円	千円 △3,518
計	110,124	△3,518	106,606	0	0	0	△3,518

2 款 保険給付費

5 項 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者 介護サービス 等費	84,000	△5,000	79,000	△838 県支出金		△1,350 支払基金交 付金	△2,812
計	84,000	△5,000	79,000	△838	0	△1,350	△2,812

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・ 生活支援サ ービス事業 費	110,394	△4,320	106,074	△540 県支出金		△1,167 支払基金交 付金	△2,613
計	110,394	△4,320	106,074	△540	0	△1,167	△2,613

7 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	10,000	4,260	14,260				4,260
計	10,000	4,260	14,260	0	0	0	4,260

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	千円 △3,518	1 総務事務費	千円 △3,518
		1) 総務事務費	△3,518

18 負担金補助及び交付金	△5,000	1 特定入所者介護サービス等費	△5,000
		1) 特定入所者介護サービス等費	△5,000
		(支払基金交付金	△ 1,350)
		(県支出金	△ 838)

12 委託料	△6,860	1 介護予防・生活支援サービス事業費	△4,320
18 負担金補助及び交付金	2,540	1) 介護予防・生活支援サービス事業費	△4,320
		(支払基金交付金	△ 1,167)
		(県支出金	△ 540)

28 予備費	4,260	1 予備費	4,260
		1) 予備費	4,260

議案第 16 号

令和 7 年度常滑市常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度常滑市の常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 61,119 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,634 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 50,000	千円 △44,437	千円 5,563
	1 国庫補助金	50,000	△44,437	5,563
2 県支出金		8,500	△7,000	1,500
	1 県負担金	8,500	△7,000	1,500
4 繰入金		97,561	△1,382	96,179
	1 一般会計繰入金	97,561	△1,382	96,179
6 市債		37,300	△8,300	29,000
	1 市債	37,300	△8,300	29,000
歳入合計		196,753	△61,119	135,634

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理費		千円 145,757	千円 △59,910	千円 85,847
	1 土地区画整理費	145,757	△59,910	85,847
3 予備費		2,209	△1,209	1,000
	1 予備費	2,209	△1,209	1,000
歳出合計		196,753	△61,119	135,634

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	土地区画整理事業	千円 37,300	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	計	37,300	—	—	—
補正後	土地区画整理事業	千円 29,000	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	計	29,000	—	—	—

令和 7 年 度

常滑市常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	千円 50,000	千円 △44,437	千円 5,563
2 県支出金	8,500	△7,000	1,500
3 財産収入	6	0	6
4 繰入金	97,561	△1,382	96,179
5 繰越金	3,386	0	3,386
6 市債	37,300	△8,300	29,000
歳入合計	196,753	△61,119	135,634

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費	145,757	△59,910	85,847
2 公債費	48,787	0	48,787
3 予備費	2,209	△1,209	1,000
歳 出 合 計	196,753	△61,119	135,634

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△51,437	△8,300		△173
			0
			△1,209
△51,437	△8,300	0	△1,382

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費国庫補助金	50,000	△44,437	5,563
計	50,000	△44,437	5,563

2 款 県支出金

1 項 県負担金

1 土地区画整理費県負担金	8,500	△7,000	1,500
計	8,500	△7,000	1,500

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	97,561	△1,382	96,179
計	97,561	△1,382	96,179

6 款 市債

1 項 市債

1 土地区画整理事業債	37,300	△8,300	29,000
計	37,300	△8,300	29,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 土地区画整理 費国庫補助金	千円 △44,437	社会資本整備総合交付金（基幹事業）	千円 △44,437

1 土地区画整理 費県負担金	△7,000	常滑駅周辺土地区画整理事業費県負担金	△7,000

1 一般会計繰入 金	△1,382	一般会計繰入金	△1,382

1 土地区画整理 事業債	△8,300	常滑駅周辺土地区画整理事業（基幹事業）	△8,300

3 歳 出

1 款 土地区画整理費

1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地区画整理費	千円 145,757	千円 △59,910	千円 85,847	千円 △51,437 国庫支出金 △44,437 県支出金 △7,000	千円 △8,300 市債	千円	千円 △173
計	145,757	△59,910	85,847	△51,437	△8,300	0	△173

3 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	2,209	△1,209	1,000				△1,209
計	2,209	△1,209	1,000	0	0	0	△1,209

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △2,910	1 土地区画整理費	千円 △59,910
21 補償補填及び 賠償金	△57,000	1) 常滑駅周辺土地区画整理費	△59,910
		(国庫支出金	△ 44,437)
		(県支出金	△ 7,000)
		(市債	△ 8,300)

28 予備費	△1,209	1 予備費	△1,209
		1) 予備費	△1,209

地 方 債 調 書

区 分	当該年度中起債見込額			当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土地区画整理事業債	37,300	△ 8,300	29,000	302,048	△ 8,300	293,748
合 計	37,300	△ 8,300	29,000	353,242	△ 8,300	344,942

議案第17号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年常滑市条例第12号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
略		旅費条例に規定する市長等の旅費相当額	略		旅費条例に規定する市長等の旅費相当額
農業委員会	会長		月額	<u>25,300円</u>	
		年額	<u>264,000円</u> 以内で市長が定める額		
			委員	月額	<u>21,000円</u>
			農地利用最適	月額	<u>21,000円</u>

改正後			改正前		
	委員	月額21,000円及び 年額264,000円以 内で市長が定める 額		化推進 委員	
	農地利 用最適 化推進 委員	月額21,000円及び 年額264,000円以 内で市長が定める 額	略		
略			略		
略					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、月額報酬に加え、国の農地利用最適化交付金を活用し、活動実績に応じた年額報酬を支給するため。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

農業委員会の委員の報酬について、月額報酬に加え、国の農地利用最適化交付金を活用し、活動実績に応じた年額報酬を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 改正理由

昨年度に策定した地域計画について、その後のブラッシュアップ(将来的な担い手への農地利用集約)に向けた話し合いや農業振興地域からの除外時における協議など農業委員会の業務が多くなってきている中、国や県、全国農業会議所や愛知県農業会議からも国の交付金を活用して報酬の上乗せを実施するよう指導があった。また、現在では県内の約半数の市町村で上乗せ条例が適用されている中、近隣市町においても上乗せを実施する方向となったため、本市においても上乗せを行う。



3 改正内容

【現 行】

農業委員会会長／月額25,300円 農業委員・農地利用最適化推進委員／月額21,000円

【改正後】

現行の月額報酬に加え、各委員の活動実績に応じて年額264,000円以内で市長が定める額を支給

※昨年度の活動実績から仮算定した場合 27,600円～188,400円／年（内示率100%の場合）

4 財 源

上乗せ分は交付金の範囲内で行う（100%国庫負担）

5 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考】

- (1) 農業委員会の構成…農業委員16人、農地利用最適化推進委員13人（常滑市の定員）
- (2) 農業委員等の活動…
 - ①権利移動申請・農地転用案件に係る現地調査及び総会での審議
 - ②担い手と地権者のマッチング
 - ③農地パトロール
 - ④新規就農希望者への支援
 - ⑤地域計画に係る話し合いへの主体的な参加

議案第18号

常滑市公契約条例の一部改正について

常滑市公契約条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市公契約条例の一部を改正する条例

常滑市公契約条例（令和5年常滑市条例第1号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（以下「<u>受託者等</u>」という。）をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(市内事業者の受注機会の確保)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（以下「<u>下請負者</u>」という。）をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(市内事業者の受注機会の確保)</p> <p>第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>受託者等</u>を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	<p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>下請負者</u>を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下請代金支払遅延等防止法の題名及び用語の変更等の改正が行われたことに倣い、所要の改正をするため。

常滑市公契約条例の一部改正について

1 趣旨

「下請」という用語が委託側と受託側の上下関係を連想させる側面があることから、これを払拭するため、「下請代金支払遅延等防止法」において、題名に加え、用語の変更等の改正が行われたことに倣い、条例中の用語を見直すもの。

2 改正内容

第2条第4号及び第9条第2項の規定中、「**下請負者**」を「**受託者等**」に改める。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和55年常滑市条例第31号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（一時保育事業）</u> <u>第6条 第3条に規定する保育所のうち規則で定めるものは、一時保育事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。）を行う。</u></p>	
<p><u>（乳児等通園支援事業）</u> <u>第7条 第3条に規定する保育所のうち規則で定めるものは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う。</u></p>	
<p>（保育料等の徴収）</p>	<p>（保育料等の徴収）</p>

改正後	改正前
<p><u>第 8 条</u> 市長は、<u>第 5 条第 1 号</u>の教育・保育給付認定子どもが保育所に入所したときは、当該教育・保育給付認定子どもの扶養義務者から、支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市長が規則で定める保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、<u>第 5 条第 2 号又は第 3 号</u>の児童が保育所に入所したときは、法第56条第2項の規定により、当該児童の扶養義務者から、当該措置に係る費用の全部又は一部として市長が規則で定める保育料を徴収する。</p> <p>3 市長は、<u>第 5 条第 4 号</u>の児童が保育所に入所したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、当該児童の扶養義務者から、市長が規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>4 <u>市長は、児童の扶養義務者が第 6 条又は第 7 条に規定する事業を利用したときは、地方自治法第225条の規定により、当該扶養義務者から、市長が規則で定める使用料を徴収する。</u></p>	<p><u>第 6 条</u> 市長は、<u>前条第 1 号</u>の教育・保育給付認定子どもが保育所に入所したときは、当該教育・保育給付認定子どもの扶養義務者から、支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市長が規則で定める保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、<u>前条第 2 号又は第 3 号</u>の児童が保育所に入所したときは、法第56条第2項の規定により、当該児童の扶養義務者から、当該措置に係る費用の全部又は一部として市長が規則で定める保育料を徴収する。</p> <p>3 市長は、<u>前条第 4 号</u>の児童が保育所に入所したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、当該児童の扶養義務者から、市長が規則で定める使用料を徴収する。</p>
<p><u>第 9 条</u> 略</p>	<p><u>第 7 条</u> 略</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和8年度から開始する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、常滑市立保育所で実施する場合における利用料の規定を定めるため。

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

令和8年度から開始する「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、常滑市立保育所で実施する場合における利用料の規定を定めるもの。

2 改正内容

市町村が公立の保育所等で乳児等通園支援事業を行う場合には、その利用料は「公の施設」の「使用料」に該当し、地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、条例に徴収根拠を定めるものとされているため、常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

条項	内容
第7条	乳児等通園支援事業を常滑市立保育所で行うことの規定の追加
第8条第4項	乳児等通園支援事業の利用料を徴収することの規定の追加

※乳児等通園支援事業を行う常滑市立保育所や利用料の金額に関する事項は、規則で別に定める。

- 常滑市立三和西保育園、常滑市立瀬木保育園
- 利用時間1時間につき300円を基準とする（国の標準利用料）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第20号

常滑市介護保険条例の一部改正について

常滑市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市介護保険条例の一部を改正する条例

常滑市介護保険条例（平成12年常滑市条例第3号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="246 893 358 933">附 則</p> <p data-bbox="179 989 1097 1077"><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p data-bbox="134 1085 1097 1348"><u>第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日においてこの市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日においてこの市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定によりこの市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項にお</u></p>	<p data-bbox="1232 893 1344 933">附 則</p>

改正後	改正前
<p>いて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除</p>	

改正後	改正前
<p><u>の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p>2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定</u></p>	

改正後	改正前
<p>によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。</p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。） 」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第</p>	

改正後	改正前
<p><u>28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>とする。</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日においてこの市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日においてこの市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定によりこの市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、常滑市税条例（昭和29年常滑市条例第25条。以下「市税条例」という。）第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除し</u></p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>て得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定</u> <u>についての第4条第1項の規定の適用については、当該</u> <u>第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、</u> <u>同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当</u> <u>するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税</u> <u>法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため。

常滑市介護保険条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法施行令の一部を改正する法律の公布に伴い、常滑市介護保険条例について所要の改正をするもの。

2 改正理由

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われた。

一方で、介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込んだうえで事業を運営しており、第1号被保険者の保険料（以下「第1号保険料」という。）は、市町村民税課税の有無や合計所得金額等に基づいて算定していることから、令和7年度見直しによって介護保険料収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が不足する可能性がある。

そこで、令和7年度見直しによる第1号保険料への影響を遮断するため、介護保険法施行令において令和8年度の保険料算定のみに関し適用される特例が設けられ、市の条例についても改正が必要となった。

3 改正内容

令和8年度分保険料率の算定において以下の特例を適用する。

(1) 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である場合、保険料率の算定基準となる合計所得金額を令和7年度見直し前の水準まで引き上げる。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例

市町村民税課税の有無を令和7年度見直し前の基準に基づいて判定する。

※ただし、特例の適用においては新たな税情報が必要となるため、対象者は、令和8年度分の介護保険料の賦課期日（令和8年4月1日）において常滑市に住所を有する者であり、かつ、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日（令和8年1月1日）において常滑市に住所を有する者に限る。

《例》前年中の給与収入が100万円で、他の所得がない場合

○令和7年度…市民税は課税、介護保険料は第6段階

○令和8年度…市民税は非課税、介護保険料は第6段階

※令和7年中の給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられ、常滑市においては給与収入103万円までが市民税非課税となるが、介護保険料の算定には従来どおりの93万円までを非課税ラインとして扱う。

4 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

《参考》 令和7年度見直し（税制改正による給与所得控除額の引上げ）

給与の収入金額	改正後の控除額	改正前の控除額
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

《参考》 令和8年度の所得段階別第1号保険料（介護保険料）

所得段階	対象者	保険料（年額）	
第1段階	生活保護受給者	20,170円	
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下		
第2段階	市町村民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円超120万円以下	34,330円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	48,490円
第4段階		市町村民税課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下
第5段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円超		70,800円
第6段階	市町村民税本人課税	合計所得金額が120万円未満	84,960円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	92,040円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	106,200円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満	120,360円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満	134,520円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	148,680円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	162,840円
第13段階	合計所得金額が720万円以上	169,920円	

議案第21号

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

常滑市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急</p>

改正後	改正前
<p>措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p>	<p>措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族</u>については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1) 配偶者</u>（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）</p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p>

改正後				改正前			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	<u>13,340</u>	<u>14,170</u>	<u>15,000</u>	団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の常滑市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた常滑市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の

加算額の改定を行う必要があるため。

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に改める。
- (2) 同条第3項中、扶養に係る補償基礎額の加算額を以下のとおりに改める。

		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟	重度心身障害者
令和7年度	加算額(日額)	100円	383円	217円			
令和8年度	加算額(日額)	廃止	433円	217円			

(3) 別表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340(12,900)	14,170(13,700)	15,000(14,500)
分団長及び副分団長	11,670(11,300)	12,500(12,100)	13,340(12,900)
部長、班長及び団員	10,000(9,700)	10,840(10,500)	11,670(11,300)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

常滑市火災予防条例の一部改正について

常滑市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市火災予防条例の一部を改正する条例

常滑市火災予防条例（昭和37年常滑市条例第3号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。</u></p> <p>（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発</p>

改正後	改正前
<p>生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6の2) 簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7の2)～(15) 略</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 消防隊の通行その他<u>消火活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7の2)～(15) 略</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 消防隊の通行その他<u>消防活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6)・(7) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正するもの。

常滑市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正するもの。

2 改正内容

(1) 簡易サウナ設備 (第7条の2)

従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加した。

【例：簡易サウナ】



(2) 一般サウナ設備 (第7条の3)

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」とした。

(3) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)

第29条第7号を削除した。

【例：感震ブレーカー】

(4) 住宅における火災予防の推進 (第29条の7)

住宅における火災の予防を推進するための施策に「感震ブレーカー」の普及促進を明記した。



(5) 火を使用する設備等の設置の届出（第44条）

簡易サウナ設備について、火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとした。

(6) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第45条第1項第1号及び第5号）

ア 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、「たき火を含む」を明記した。

イ 道路工事届の「その他消防活動」を「その他消火活動」とした。

3 施行期日

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第23号

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例の廃止について

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例（平成22年常滑市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

常滑市立青海こども園を閉園するため。

議案第24号

自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託契約の変更について

自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託について、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

議決年月日	令和7年5月15日
契約の名称	自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託
変更の内容	契約金額 変更前 275,814,000円 変更後 150,546,000円

提案理由

標準化システムの稼働日が延期となったことから、出来高に応じた契約金額に変更するため。

写



第1回 委託仮変更契約書

契約番号	7-11310002-0											
件名	自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託											
納入場所	常滑市飛香台3丁目3番地の5											
変更金額	既定委託代金額を 減額 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>6</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 とする。 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 11,388,000円)</small>		¥	1	2	5	2	6	8	0	0	0
	¥	1	2	5	2	6	8	0	0	0		
履行期間	変更前 令和7年5月15日から 令和8年3月31日まで 変更後 変更なし											
契約保証金	免除											
変更委託内容	別紙設計図書等のとおり											
その他の事項	原契約書の契約条項による											

令和7年5月15日締結した委託契約は、上記内容の変更によって、委託契約の一部を変更する契約を締結する。
 なお、この契約書は、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、市議会の議決があったときは、これを本契約とする。
 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年1月20日

発注者所在地 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

氏名 常滑市長 伊藤 辰矢 印

受注者所在地 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号

氏名・名称 NTT西日本株式会社 東海支店

及び代表者 執行役員 東海支店長 児玉 美奈子 印

自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託契約 (資料2) の変更について

1 概要

令和7年5月議会の議決を経て締結した「自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託」契約について、先行自治体におけるシステム移行で不具合が発生し、システム提供事業者による開発及び移行作業に遅れが生じ、標準化システムの稼働日を来年度へ延期することとしたため、契約を2ヶ年に分割し、令和7年度分の契約内容を出来高に応じた内容に変更するもの。

2 変更契約の内容

契約の目的	自治体情報システム標準化に係るシステム整備業務委託
契約の方法	随意契約
契約金額（税込）	変更前：275,814,000円 → 変更後： <u>150,546,000円</u>
契約の相手方	所 在 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号 名 称 NTT西日本株式会社 東海支店 ※ 代表者 執行役員 東海支店長 児玉 美奈子
工期	令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

※令和7年7月1日より「西日本電信電話株式会社」から「NTT西日本株式会社」へ名称変更

3 変更契約の内訳

項目	①変更前 円（税込）	②変更後 円（税込）	差（①－②） 円（税込）	出来高 % 金額ベース	実施内容 R 7：実施済 R 8：今後の予定
1 データ移行費	66,792,000	60,753,000	6,039,000	91.0	R 7：システム資産リリースに合わせて全件データ抽出・移行作業を2回実施 R 8：全件データ抽出・移行作業を3回実施予定
2 本番環境の構築費	105,237,000	81,714,600	23,522,400	77.6	R 7：ガバメントクラウド上に本番環境を構築 R 8：クライアント環境構築、バックアップ環境構築を実施予定
3 テスト・研修費	91,740,000	4,844,400	86,895,600	5.3	R 7：操作研修用動画を作成 R 8：運用テストを実施予定
4 関連システム連携費	12,045,000	3,234,000	8,811,000	26.8	R 7：戸籍・戸籍附票、生活保護システムとの連携事前調整 R 8：戸籍・戸籍附票、生活保護との連携作業を実施予定
合計	275,814,000	150,546,000	※125,268,000	54.6	

※未完了分については、令和8年度当初予算に計上

4 その他

- ・標準化システムへの移行に係る経費は全額デジタル基盤改革支援補助金（国の財源）を活用
- ・稼働日予定は令和8年10月

議案第25号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

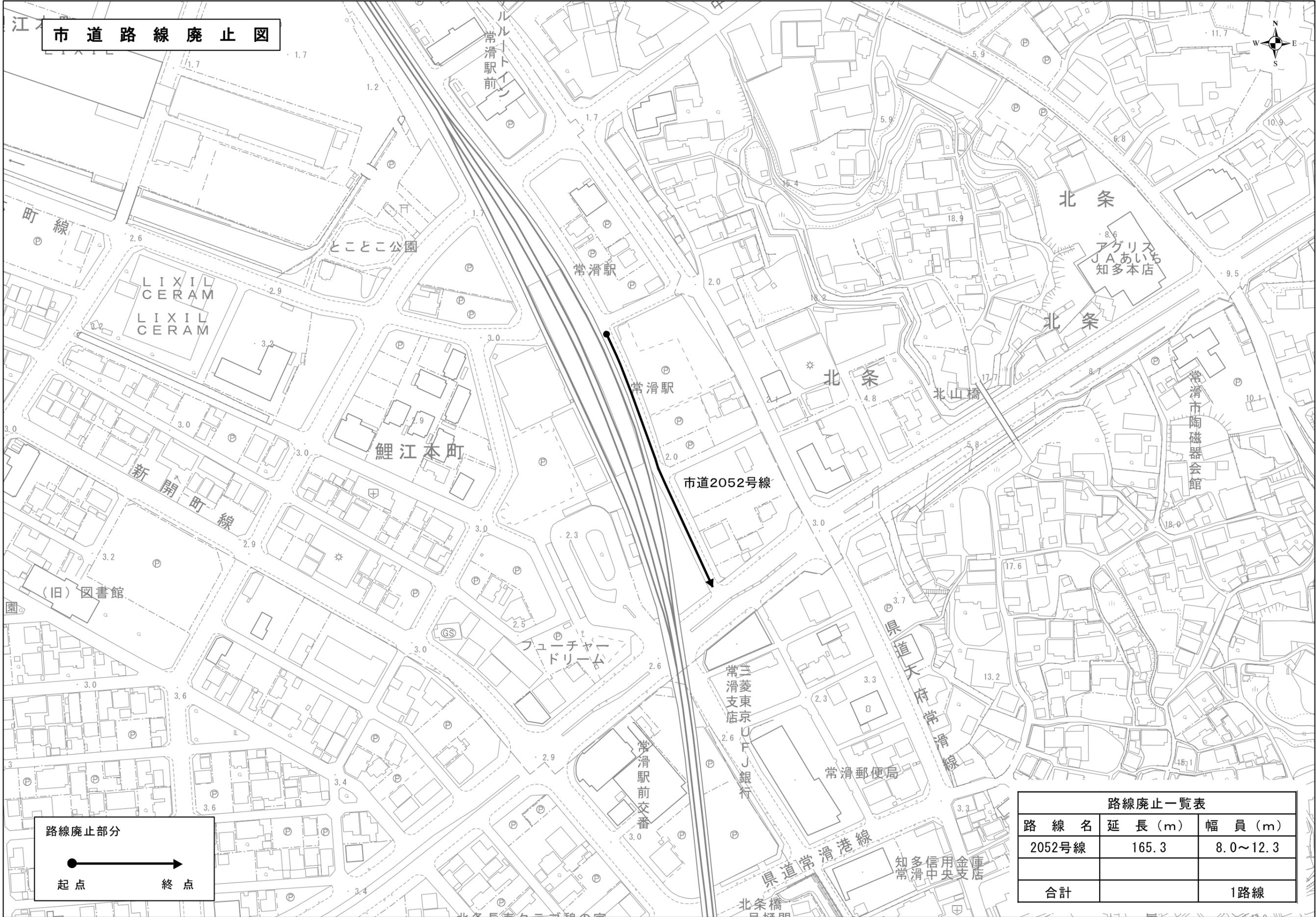
令和8年2月25日提出

常滑市長 伊藤辰矢

路線名	起 点 終 点	延長(m)
市道2052号線	常滑市鯉江本町5丁目141番地先から 常滑市鯉江本町6丁目112番地先まで	165.3

提案理由

常滑駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴い市道の起点を変更するため。

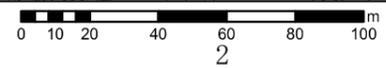


市道路線廃止図

路線廃止一覧表		
路線名	延長 (m)	幅員 (m)
2052号線	165.3	8.0~12.3
合計		1路線

路線廃止部分

● 起点 → 終点



議案第26号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

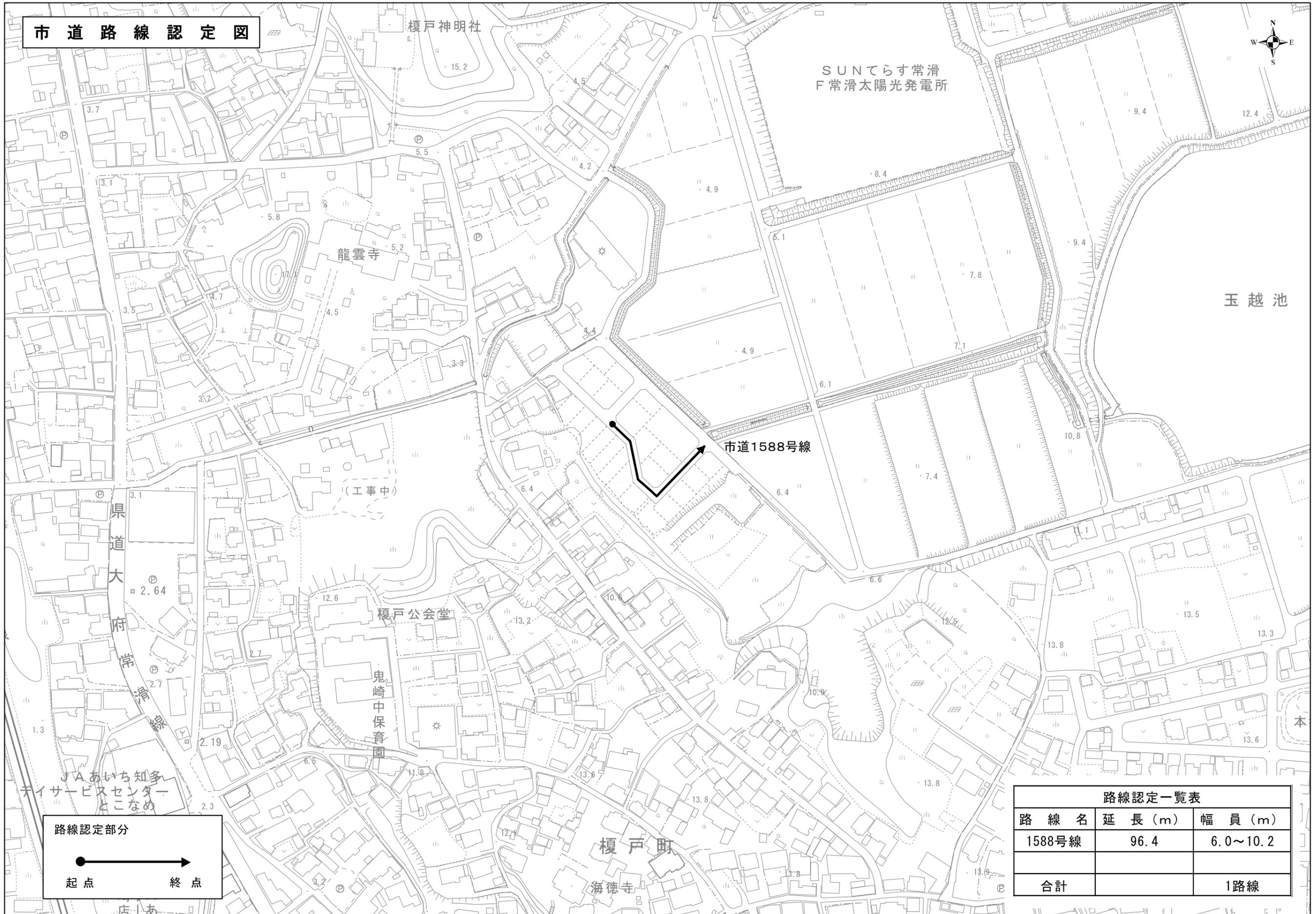
常滑市長 伊藤辰矢

路線名	起 点 終 点	延長(m)
市道1588号線	常滑市榎戸町3丁目8番12地先から 常滑市榎戸町3丁目14番18地先まで	96.4
市道1589号線	常滑市錦町3丁目519番9地先から 常滑市錦町3丁目519番4地先まで	37.5
市道2052号線	常滑市鯉江本町5丁目168番2地先から 常滑市鯉江本町6丁目112番地先まで	77.8

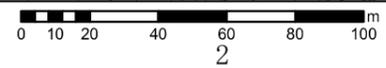
提案理由

宅地開発に伴い道路として帰属した新規路線及び常滑駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴い起点を変更した路線を認定するため。

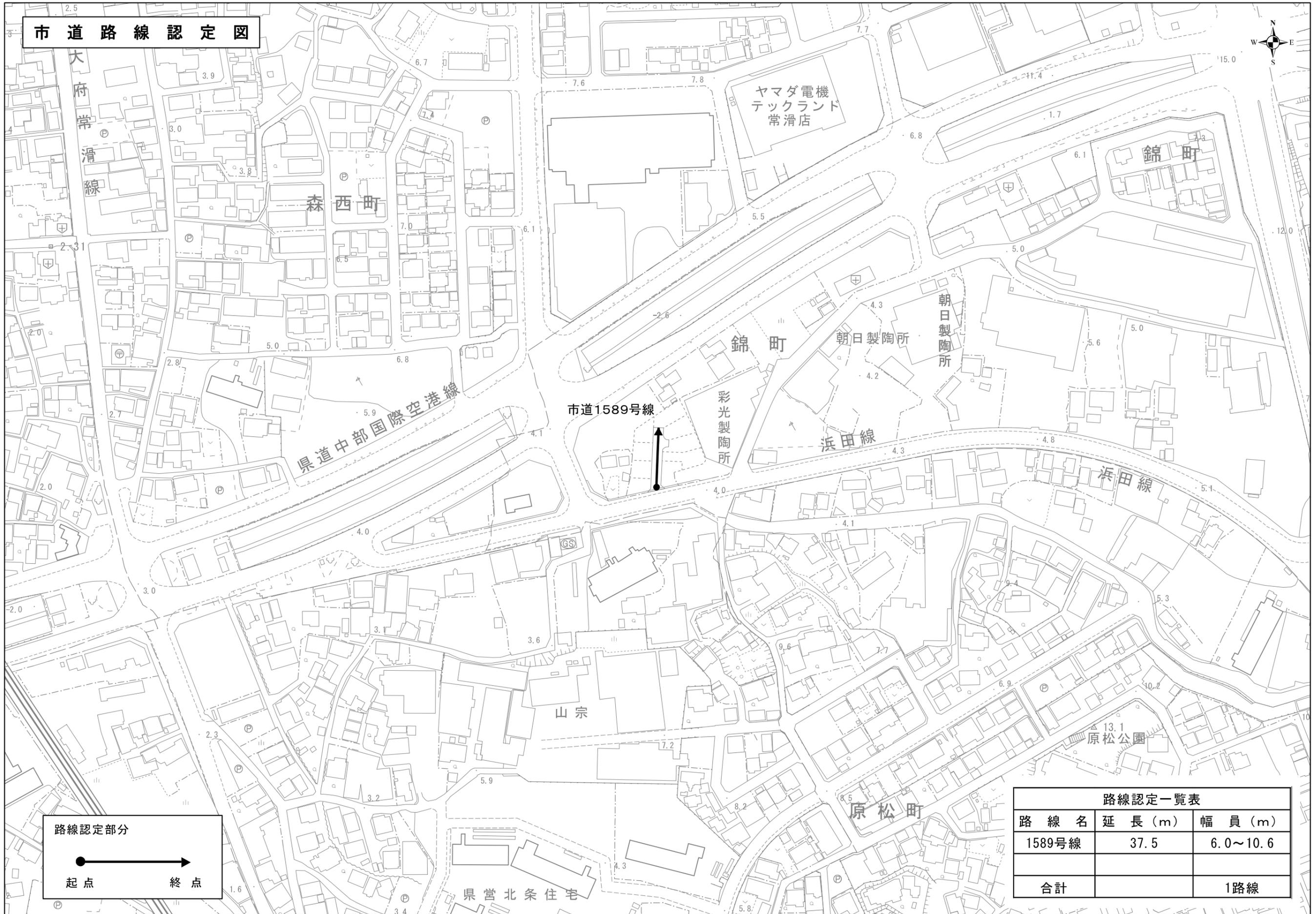
市道路線認定図



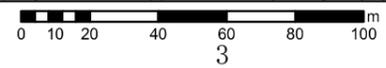
路線認定一覧表		
路線名	延長(m)	幅員(m)
1588号線	96.4	6.0~10.2
合計		1路線



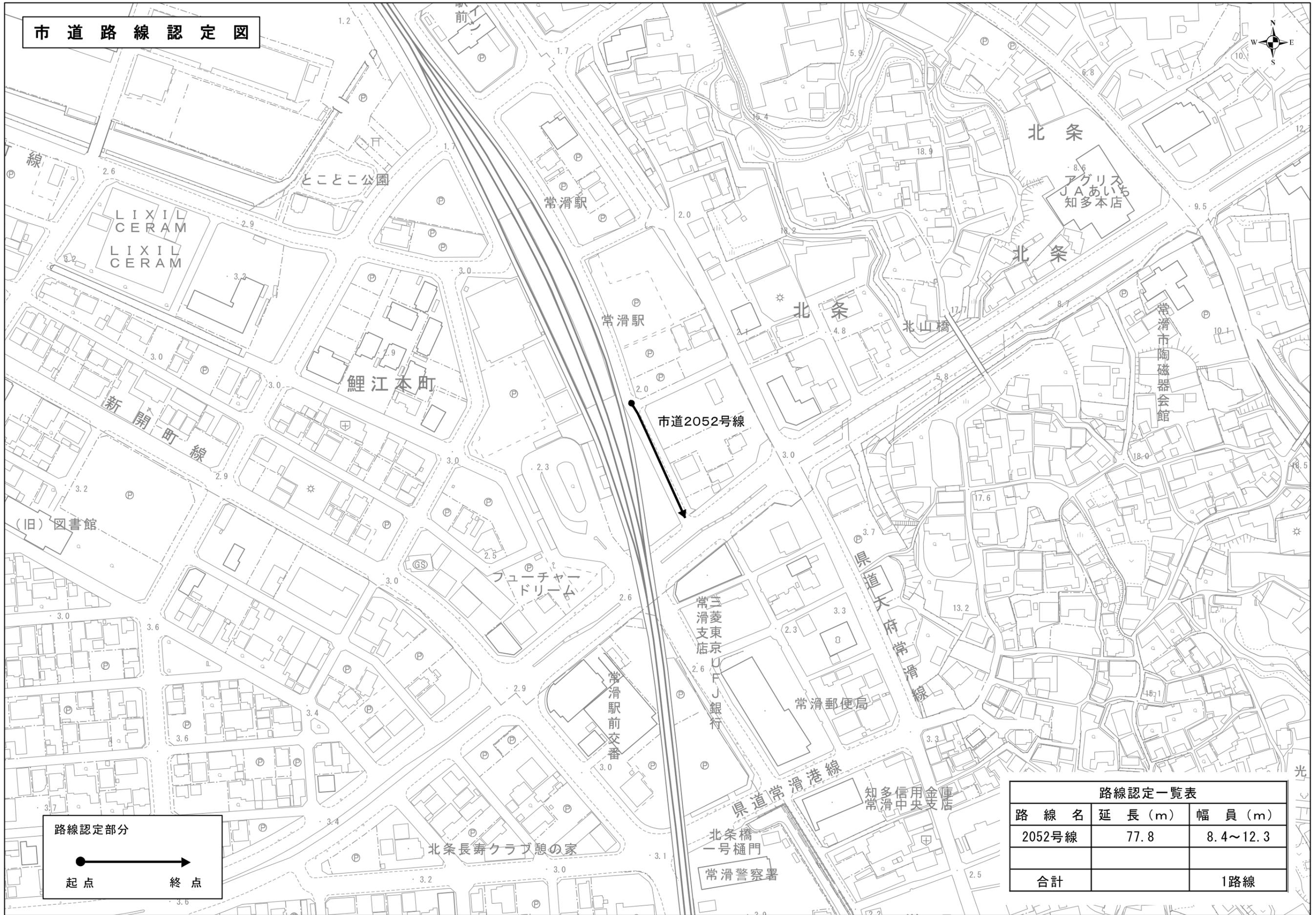
市道路線認定図



路線認定一覧表		
路線名	延長 (m)	幅員 (m)
1589号線	37.5	6.0~10.6
合計		1路線



市道路線認定図



路線認定一覧表		
路線名	延長 (m)	幅員 (m)
2052号線	77.8	8.4~12.3
合計		1路線